

令和4年第4回羅臼町議会定例会（第1号）

令和4年12月9日（金曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 町長行政報告
 - 日程第 5 一般質問
 - 日程第 6 議案第59号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
 - 日程第 7 議案第60号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
 - 日程第 8 議案第61号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
 - 日程第 9 議案第62号 令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
 - 日程第10 議案第63号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
 - 日程第11 議案第64号 令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
 - 日程第12 議案第65号 羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第13 議案第66号 羅臼町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
 - 日程第14 議案第67号 羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について
 - 日程第15 議案第68号 羅臼町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第16 議案第69号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第17 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第18 議案第71号 羅臼町企業版ふるさと納税基金条例制定について
 - 追加日程第1 議案第63号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算の訂正について
-

○出席議員（9名）

議長	10番	佐藤	晶君	副議長	9番	小野	哲也君
	1番	加藤	勉君		2番	田中	良君
	3番	高島	譲二君		5番	坂本	志郎君
	6番	松原	臣君		7番	村山	修一君
	8番	鹿又	政義君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋	稔君	副町長	川端	達也君
教育長	石崎	佳典君	監査委員	松田	眞佐都君
企画振興課長	八幡	雅人君	総務課長	本見	泰敬君
税務財政課長	対馬	憲仁君	税務担当課長	飯島	東君
環境生活課長	長岡	紀文君	保健福祉課長	福田	一輝君
保健・国保担当課長	洲崎	久代君	産業創生課長	大沼	良司君
まちづくり担当課長	湊	慶介君	建設水道課長	佐野	健二君
学務課長	平田	充君	社会教育課長	野田	泰寿君
会計管理者	鹿又	明仁君			

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松崎	博幸君	議会事務局次長	堺	勝敏君
--------	----	-----	---------	---	-----

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、令和4年第4回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議中における議場内でのマスク着用並びに出入口3か所を開放といたします。ただし、発言時には、一定の距離を確保した上でマスクを外すことも許します。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番田中良君、3番高島讓二君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から12月14日までの6日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査のため12月10日から12月13日までの4日間は休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月14日までの6日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査のため12月10日から12月13日までの4日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、定期監査の結果について報告がありました。
資料は、議長の手元で保管しております。
これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

まずは、先ほど北海道社会貢献賞を受賞されました加藤議員に対しまして、これまでの活動実績が評価されたものと、心からお喜びを申し上げます。

本日、令和4年第4回定例議会に際しまして、議員皆様の御出席を賜りましたことを感謝申し上げます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、3件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、秋の叙勲受章についてであります。

このたび、令和4年11月3日に発令されました秋の叙勲におきまして、元羅臼消防団第5分団長であります高橋忠則氏が、瑞宝単光章を受賞されましたので報告をいたします。

高橋氏におかれましては、昭和56年に根室北部消防事務組合羅臼消防団に入団以来、33年余の永きにわたり、地域防災の使命に燃え、幾多の災害に率先して出動し、被害の軽減に尽くすとともに、地域の防災普及に努めてこられました。また、団員相互の融和を図り、消防技術の鍛錬を重ねるとともに、消防体制の強化に尽力した功績が認められ、このたびの受賞となったもので、本人の榮譽はもとより、当町にとりましても誠に名誉なことであり、町民と共に祝福を申し上げ、ここに御報告申し上げる次第であります。

2件目は、北海道社会貢献賞受賞についてであります。

このたび、羅臼救難所が令和4年度北海道社会貢献賞を受賞することとなりました。来る12月20日に札幌市で表彰式が行われる予定であり、羅臼救難所所長であられる羅臼漁業協同組合代表理事組合長に対し授与されるものです。

本救難所は、昭和48年10月設立以来、所員による啓蒙活動、安全操業を行う上での危険予知に係る周知徹底など、地道な活動に取り組み、こうしたたゆまぬ努力の結果、令和3年には海難事故死ゼロ4,000日を達成し、11年の永きにわたり海難事故ゼロを続けてこられました。また、令和4年4月に発生した知床観光船カズワンの海難事故の際には、救難所を挙げて羅臼沖で行方不明者の捜索活動に協力されています。

これらの功績が他の救難所の模範となるものと高く評価され、このたびの受賞に至った

もので、羅臼救難所の荣誉はもとより、羅臼町にとっても誠に名誉なことでありますので、敬意を表し、ここに御報告申し上げる次第であります。

3件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付させていただきました日報は、令和4年12月7日付のものであります。

主要魚種で見ますと、ホッケが昨年同期と比べ数量で約3,500トンの減となり、金額でも約3億円の大幅減となっております。マスは、数量で昨年同期と比べ約2.8トン増、金額で約1,500万円の増加であります。スケソにつきましても、数量、金額とも増え、約1億3,000万円の増となっております。カレイ類は、昨年と比べほぼ横ばいで推移をしております。現在までのイカの来遊は昨年の3分の1ほどで、4億3,000万円の減になっておりまして、今後の来遊に期待するものであります。ブリも数量で約2倍の水揚げとなりました。アキサケにつきましても、昨年の約2倍の水揚げがございましたが、昨年があまりにも不漁だったため、いつものようには比較できませんが、来年もさらに倍増して豊漁となることを願っているところであります。

しばらく水揚げが低迷する中、羅臼漁業協同組合の運営や漁業者も苦勞していることと思っておりますので、今まで以上に連携を続け、乗り越えていかなければと考えているところであります。

これからスケソ漁やウニ漁も控えておりますが、事故なく大漁でありますことを祈念いたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 通告しております、空き家問題について質問いたします。

5年前になりますが、私は平成30年の第2回定例会で同様の質問をしています。そのときの町長の御答弁は、問題解決に向け強く指導するとのことでした。

人口減少問題とともに空き家の問題も発生し、明らかに管理されていない空き家が目立ちます。例えば、町の中心街にあった店舗が先月解体されましたが、その裏にあった3軒の空き家がひどい状態で人々の目にさらされています。壁が畳2畳分ほど崩れ落ちており、内部が丸見えになっており、室内の家具などがそのまま置かれ、吹きさらしの状態になっています。ほかの2軒に至っては、屋根の陥没、壁やドアの壊れなど、明らかに管理されていない状態が見て取れます。このままでは倒壊のおそれがあり、地域住民の生活環境に対し多大な影響を及ぼしかねない。また、表の道路はメインストリートであり、通学路でもあり、防災上の問題や景観においても大きく損ねています。

これらの建物は特定空き家に認定されるのではないのでしょうか。5年前の平成30年6月の定例会のときにも触れましたが、管理されていない空き家が全国的に問題となり、平成26年に空き家対策の推進に関する特別措置法が交付されております。その中で特定空き家の定義が示されています。特定空き家とは、倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態にある空き家をいう。

管理されていない空き家を適切な管理をしていただくよう、持ち主に強く働きかけを行うべきと考えます。それでもなお適切に管理されない場合には、この法律に鑑み特定空き家と認定し、適切に対応すべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きます。

また、当町における管理されていない空き家は何軒あり、そのうち倒壊のおそれのある空き家は何軒あるか、そのほか倉庫もあるのか併せてお聞きいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 高島議員から空き家問題について、現在の空き家の状況と対策について御質問をいただきました。

現在の空き家の状況といたしましては、当町が把握している空き家の軒数が159軒でございます。このうち、適切に管理が行われておらず、近隣に対して問題のある建物として、住宅などが15軒、倉庫などが13軒、合わせて28軒と把握しております。

これらの対策といたしましては、個人の財産であることから、建物所有者に対しまして直接または電話、通知等により注意喚起や助言、指導を行っているところでございます。

当町が空き家を把握してから、解体や利活用などにより26軒が問題解消されており、このうち問題のある建物につきましても9軒が解体されておりますが、人口減少や人口流出等により、今後も空き家が増加すると推測されているところであります。

このことから、町といたしましても空き家発生の抑制や利活用、適切な管理を推進するため、現在、空き家等対策計画の策定に向け作業中でありまして、令和5年度中に計画を策定し、空き家対策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 再質問を行います。

当町には平成25年に羅臼町空き家対策検討委員会を設置していますが、今までの活動はどのようなのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 空き家対策検討委員会の活動状況といたしましては、空き家対策の計画を策定するかどうかというところでの難しい問題が様々ございますので、それに向けての協議と、あとは、問題のあるものが、周辺に影響の出るような事案が発生した場合に、それについて今段階でどう対応していくかということで確認をいたしまし

て、通知ですとか直接指導ですとか、そういう対応を検討して取らせているという状況であります。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 行われているということで安心しましたがけれども、例えば倒壊のおそれのある、防災上問題になりそうな空き家に対しては逐一通知はしているのですか、持ち主に対して。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 倒壊ですとか、近隣の方からも相談等受けたときは所有者等に、関係者も含めて連絡をさせていただいて、何とか応急処置でも対応していただきたいということの指導はさせていただいております。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 連絡の取れない空き家というのは何軒ぐらいありますか。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 近隣に対して支障があるであろう建物の28軒の中で、町として確認が取れないというところが、今のところ4軒という形で押さえております。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 先ほど町長の説明だと空き家の件数は、家が15軒、倉庫が13軒ということでありましたけれども、これに対して固定資産税はどういうふうになっていますか。

○税務担当課長（飯島 東君） 固定資産につきましては、一部住める建物とこちらが認定している建物につきましては、できる限り関係者の者に請求しております、納税されているものもあれば、一部未納であるものもございます。

あとは、こちらこのままでは住めないと判断した場合、課税には当たらないということで、減免の措置を取っている建物も一部ございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 減免していても一応は固定資産税発生しているということですか。

○議長（佐藤 晶君） 税務担当課長。

○税務納税課長（飯島 東君） 一旦、課税という形は取っております。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 住んでいなくても、持ち主が分かった範囲で税金が漏れなく回収するようにお願いしたいと思います。

先ほど、課長の話だと、持ち主が連絡取れないというのが4軒ぐらいあったといいますけれども、それは今それを何とか探しているところですか、それとももう諦めてしまっているところなのでしょうか、どうなのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 全てが全て今のところ接触しているというところではない部分もあるのですが、中には、周辺住民の方から相談ということがあったものに対して一応調べたのですが、最終的には所有者というところがたどり着けないというところが1軒あった状況でございまして、それに関しては今止まってしまっているという状況ではございません。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） そういう建物が倒壊の危険があると、防災上問題あるということであれば、やはり近隣の人達のことを考えたら、やはり壊していかなければならないと思うのですけれども、その場合は行政代執行になるのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 災害の特措法でもうたわれているとおり、最終的には代執行ということができるといことにはなっておりますが、それに行き着くまでの様々な法的なもの、あくまでも個人の財産でございますから、そういう手続を経てという形にはなりますが、ただ、今段階で町のほうとしても計画的なものというのが一切ない状態で、いきなり災害の特措法にということがなかなかちょっとあれなので、計画のまずは策定をした上で、その流れといいますか、手続関係を明確にした上で慎重に進めていければなどは考えてございます。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 町の中心街の崩れそうなところは、課長からもいろいろ聞いているのですけれども、計画を策定する前に本当に倒壊しそうな感じなのです。今は業者さんが網をかけて飛ばないようにしているのですけれども、あれがもう崩れてしまうと、その網も効果がないのではないかなと思いますけれども、早急にそういうことも判断しなければならないと思うのですけれども、あれはほとんど町の中心にありますので、景観上も大変見苦しいところであるのです。その辺を町長、どのように判断されますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 高島さんのおっしゃっているのは、ちょうど町の、今解体した後で見えてきた場所だと思っております。

先程来、課長から説明をさせていただいておりますが、やはり非常に法律上であったり、それから個人の財産ということもあって、非常に難しい問題をたくさんクリアをしていかなければいけない、これを例えば町のお金を使って、皆さんの税金を使ってそれを解体をするということになれば、しっかりした理由と公平性が必要になってくると思っております。現在、そのことも踏まえて、どういった方法があるのかということ、課を中心にして検討させていただいている最中でありませう。

また、これは今回もそうなのですけれども、過去にもありましたけれども、倒壊のおそれがあるほかに迷惑をかけるようなところというのは、建設業界の方々から社会貢献の一

部として御協力をいただいて網をかけていただいたり、そういった対応をしていただいている、これにつきましては非常に感謝をしているところでございますので、そういった対応をしながら、議員おっしゃるとおり、早い解決に向けて努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 高島譲二君。

○3番（高島譲二君） 順序を踏まえて、やるべきことをきっちりやって、それでも放置されるのだったら、やはり特定空き家としてやはり処理しなければならないのではないかなと思います。

私も気になっていたのは、空き家対策計画というのが策定されるということで、来年度策定ということでもありますけれども、これは義務ではありませんけれども、計画に基づき空き家の撤去、活用することで事業費の一部を国が補助する制度があります。全国的には高知県は100%だということで、北海道が30%と低いのです、すごく。国交省は2025年までに全国的に80%を目指しているということでもありますので、当町も来年策定予定だということで一安心ですけれども、中心街ではほかにも半壊、倒壊、もう屋根が陥没しているのがありますよね。中心街にもあるのですけれども、そこら辺も今後問題になってきますし、行政が適切にきちんと対応していかなければ、防災上あるいは景観上、特に羅臼町にとっては観光もありますから、大いに問題が残っていくと私は考えますので、最後に町長の見解を伺って、私の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 高島議員の御心配なされていることは、そのとおりだと思います。ただ、先ほども申し上げましたが、やはりこういった場合に公平性であったり、住民のそれぞれ抱えている問題でもありますので、今後増えてくるであろう対策についてどうしていくのかということ、こういった計画を策定していく中で十分な議論をしていかなければいけないと思っております。このままでいいとは決して思っておりませんが、しかしながら個人の財産ですので、基本的には個人の責任においてしっかり対応していただくというのが基本でございます。その中で先ほど言ったように、もう既に所有者がいないとか、連絡が取れなくてどうしようもない状態になっているということについては、これは町民の理解も得ながら進めていかなければいけないと思っておりますので、慎重に進めていければと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 次に、質問を許します。

2番田中良君。

○2番（田中 良君） 通告に従い、3件の質問をさせていただきます。

まず1件目、羅臼町の除排雪に関して。

これから除排雪の時期となりますが、除排雪の対策はどのようになっているのか。また、排雪場所の確保、また、町民が除雪した雪を排雪する場所等の周知が必要と考えるが

いかがと考えるか。

三つ目に大雪発生時による町民への周知と雪崩発生予測地点の調査結果と今後の対応、対処策ではどのようになっているのか。

4件目に、羅臼町には雪対策の施設はあるのか。

続きまして、二つ目の質問といたしまして、観光の整備について3点お聞き願います。

1点目は、道の駅知床・らうす、羅臼ビジターセンター、ルサフィールドハウスなどと連携し観光情報の共有と発信をしているが、現状はどのようになっているのか。

二つ目には、知床羅臼NOASOBI・MANABI推進協議会の今後の方針はどのようになっているのか。また、どのように考えているのか。

三つ目につきましては、一つ目、二つ目に関わる整備等があればお伺いしたいと思いません。

3件目は、羅臼町の漁業について。

1件目に、増養殖事業の現在の進捗状況は。また、次年度は新たな計画はあるのか。

二つ目は、漁業生産者等に対し、今回燃油高の支援等がありました。ほかに施策はあるのか。

以上、3件につきまして質問をよろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員から3件の御質問をいただきました。

1件目は、羅臼町の除排雪について4点の御質問であります。

まず1点目は、除排雪の対策についての御質問であります。

本年度につきましても、冬期間における道路交通網の円滑化を図るため、除排雪業務を8業者に委託し、実施することとしております。基本的には実施体制は昨年度同様であります。町道におきまして、除雪作業をしたことにより雪崩が発生する事案が昨年度ありましたことから、異常気象などにより同様の事象が発生するおそれがある場合は通行止め措置をし、危険を排除した上で通行止め解除とするなどの対応をすることとしております。

2点目は、排雪場所などの確保及び周知についての御質問であります。

令和4年第1回定例会にて田中議員より、民間の空き地を一時仮置場として活用できないか御質問がございましたが、検討の結果といたしましては、民間の空き地をお借りし大雪時の一時仮置場として設定した場合、大雪時以外のときも私有地の雪を堆雪されることが想定をされ、大雪時に利用できるようにするためには常に排雪を行うことが必要となり、また、不特定多数の方が除雪機械にて乗り入れし、既存施設の破損等も懸念されることなどから難しいと判断しております。

ただし、これまで町道などの排雪場所として羅臼川河川敷などの町内4か所を確保して使用しており、町民の皆様が利用できる場所としておりませんでした。近年、降雪量も多く排雪場所も苦慮されていることが想定されるため、この4か所について町民の皆様も

利用可能とすることとし、町政だよりにて周知する予定であります。

3点目は、異常気象時における町民への周知と、昨年度の雪崩発生箇所の調査結果と今後の対応についての御質問であります。

異常気象等が予測されるときは、交通障害や雪崩の発生のおそれなどから不要不急の外出自粛や雪崩に対する注意喚起など、防災無線等にて町民の皆様に周知しているところであります。

昨年度は、異常気象により大雪及び暴風雪に見舞われ、町内各所で雪崩の発生がございました。ほとんどが山腹斜面で発生しており、町有保安林から生じたものが9か所確認されております。このうち、緑町町営住宅を含め建物に到達した雪崩は4か所で発生し、保安林を管理する北海道根室振興局にて雪崩発生箇所を確認し、さらに北浜から峯浜町までの町有保安林を、専門調査期間により緊急点検を実施しております。

調査点検の結果、対策が必要な箇所として7箇所の報告がございました。これらを北海道治山事業計画への施行要望箇所として登録を要請しておりますが、緑町町営住宅地先を含む緊急を要する箇所として、5か所にて応急対策を講じていただいたところであり、本格的な対策工事につきましては、順次実施される予定であり、早いもので令和5年より実施するとの報告を受けております。

また、雪崩により長期通行止めとなりました道道知床公園羅臼線の北浜以北につきましても、施設被害のありました6か所全てが公共土木施設災害復旧事業として採択され、令和5年度より復旧及び雪崩予防対策工事に着手される予定と報告を受けております。

4点目は、雪対策の施設があるのかとの御質問であります。

当町の施設として雪対策施設はございませんが、過去には市街地区におきまして、国道の改築に伴う消融雪施設整備計画により、国道334号線の一部舗道のロードヒーティングが整備されましたが、その後、設備等の不具合により使用不能となっております。また、船見町の道道の一部についてもロードヒーティングが設置されていますが、経費節減のため停止されております。当町も同計画におきまして、市街地の融雪溝を計画しておりましたが、費用や温泉湯量、処理施設等の問題などから計画を中止したのもございました。

いずれにいたしましても、冬期間における安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

2件目は、観光の整備について3点の御質問をいただきました。

1点目は、観光施設で観光情報の共有と発信についての御質問であります。

道の駅知床・らうすは町が運営しておりますが、施設内には観光協会を常設しており、観光情報発信などは観光協会が行っております。知床羅臼ビジターセンター、知床世界遺産ルサフィールドハウスは、環境省と羅臼町が知床財団に委託して運営をしております。観光協会は観光情報の発信として、観光施設、体験観光、宿、食事、交通アクセスなどに関する情報提供を行っております。

情報発信手段としては、ホームページ、フェイスブック、インスタグラムなどを活用した情報発信や、電話、来館者への観光案内を行っており、自然情報などについては知床羅臼ビジターセンターや知床世界遺産ルサフィールドハウスから必要に応じて情報を入手し、情報共有を図り、情報発信しているところであります。

知床羅臼ビジターセンターや知床世界遺産ルサフィールドハウスでは、山、花、野生動物などの自然情報や国立公園内の利用に関することなどのほか、観光情報も含め、ホームページ、フェイスブック、ツイッターでの情報発信をしておりますが、来館される観光客や電話での問い合わせに対応するためにも観光協会と連携を図り、観光情報の提供もしているところであります。なお、知床世界遺産ルサフィールドハウスについては開設期間が5月から10月となっており、11月以降は情報が更新されていない状況にあります。

2点目は、知床羅臼の野遊び・学び推進協議会の今後の方針についての御質問であります。

知床羅臼NOASOBI・MANABI推進協議会は、令和2年6月に設立いたしました。協議会の目的の中には、地域の人材や企業力を生かした新たな教育的体験プログラム及び地域活性化のコンテンツをつくり上げ、新たな形での誘客に取り組みながら、内外来訪者の受入れの推進を図り、地域が一体となった再活性化につなげることであり、これまで知床羅臼野遊びフィールドの開設に向けた施設の整備や、国立公園を利用した誘客の受入れにつなげるためのイベントやワーケーション事業を行ったところであります。

本年8月には、民間事業者の管理運営により知床羅臼野遊びフィールドをオープンしたところでありますが、管理事業者を本協議会でサポートしていくことで、地域が一体となった形で誘客につながるものであることや、新たな体験コンテンツや教育的体験プログラムの発掘をする上でも、本協議会を継続していくものであります。

3点目は、各施設の整備についての御質問であります。

道の駅知床・らうすにつきましては、現時点では大規模な施設整備の予定はありませんが、屋外スペースの滞留を意識したベンチの設置などを検討してまいりたいと考えております。また、施設本体も開設から23年が経過しており、老朽化が進んでいることから、施設のトータル的な改修計画の検討を進めてまいりたいと考えております。

知床羅臼ビジターセンター及び知床世界遺産ルサフィールドハウスの施設整備につきましては、所有する環境省に確認したところ、現時点で整備が確定しているものはないとのことです。しかしながら、ルサフィールドハウス周辺を整備するルサ園地整備計画につきましては、今年度、住民懇談会を開催し、現在、基本構想を策定中であり、令和5年度以降に整備していく予定とのことです。

知床羅臼野遊びフィールドにつきましては、インフラ整備として浄水設備やトイレなどの整備などを実施してまいりたいと考えており、このたび議会に施設整備費に係る債務負担行為補正の上程をしているところであります。このインフラ整備をすることで、夏場のキャンプ場としての利用のほか、冬場のフィールドの利用や新たな利用の展開にもつなが

るものと考えております。

3件目は、水産業についての御質問であります。

1点目は、増養殖事業の現在の進捗状況と次年度の新たな計画の有無についてであります。

水産資源の増養殖事業につきましては、水産業の持続的な生産性を向上するための取組となる羅臼漁業協同組合の資源増大対策事業を支援しております。具体的には、羅臼漁業協同組合の中期計画に基づくもので、回遊性魚類の漁獲が低迷する中であって、ウニ、ホタテなどの安定採捕につながる根付資源をはじめ、ナマコやカレイなどの浅海資源の増大のため、栽培増養殖事業に取り組んでおり、羅臼漁業協同組合単独でも事業展開による検証データを蓄積し、以降の事業効果を向上させているほか、漁場環境の改善や関係機関の協力を得て資源調査にも取り組んでおります。羅臼漁業協同組合の経験、技術、知見に基づいた栽培増養殖事業の継続により、根付資源の資源量は安定化傾向にあります。町としても、沿岸漁業の資源維持、増産に向け、引き続き支援を実施するものです。

このほか、北海道が取り組む資源増大事業となりますが、気象庁及び礼文町沿岸の2工区でウニ囲い礁の整備工事が現在進行中であり、本年度からは於尋麻布漁港の沖合において大規模な魚礁の整備工事が開始されます。魚礁一基当たりの大きさは、直径、高さ共に3メートルで、166基をもって魚礁1群体を形成し、想定される工期は10年、総工費22億円をかけ、全20群体を整備する予定となっております。これら二つの事業は、相互に補完し一体をなす資源増大に資する事業とされており、ウニ囲い礁では昆布を主体に海藻類が繁茂し、浅海魚類等の産卵床としての役割や、稚魚の成長期環境に貢献し、魚礁は成魚の生息域として役割を担うもので、事業規模からも効果に期待を寄せております。

これも新たな取組となりますが、現在、陸上養殖の検討がされております。令和3年度において実施した未来創造型実行委員会による道外先進地視察研修を経て、本年8月に陸上養殖推進研究会が発足しております。民間異業種を主体に構成された組織であります。本年度の取組であります。去る11月に、視察研修でつながることができた岡山理科大学、山本准教授を羅臼町にお招きして、最新の研究結果に関する講演会を主催しております。これにより、革新的な陸上養殖技術の存在について住民理解につながったほか、道外研究会としても、岡山理科大学が研究を進める好適環境水の可能性について改めて認識を深めることにつながったもので、今後、研究会で実施が想定されている羅臼町の実証研究には、山本准教授のアドバイスや技術支援の協力をいただけることとなり、令和5年度には魚種選定や施設などの研究環境について整理する方向で検討を開始されております。

町としては地域課題の解決に向け、若い町民の方々が自ら考え行動する姿勢を尊重するとともに、将来像を描いていけるよう寄り添い、活動のサポートをしてまいりたいと考えております。関わる人達の学びにつながり、その枠を超えて様々な分野に波及し、地域に

根づく取組となることを願っているところです。

2点目は、燃油高騰支援のほかに漁業生産者等に対する支援策は考えているかとの御質問でございます。

御質問にもあるとおり、事業者向けの支援といたしましては、先般、第5回臨時町議会において、町内全事業者を対象とした羅臼町原油価格物価高騰対応・事業者支援事業を上程し、原案可決をいただいたところであります。本予算財源は、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることとしております。既に申請受付、交付業務をスタートさせたところです。漁業生産者をはじめとする一次産業を担う経営活動は町経済の根幹に当たり、その持続性が損なわれないようにしなければなりません。

あくまで現時点での判断となりますが、このたびの燃油・物価高騰の影響は特定の事業者に限らず、総じて地域経済全体に影響を及ぼしていると捉えており、経済等の緊急支援として、このたび羅臼町原油価格物価高騰対応事業者支援事業を実施したものです。このほか、これまで行ってきた水道料の減免措置についても一般用契約を含めた支援となりますが、経営経費の負担減につながるものとして現在まで継続しているところであります。

しかしながら、引き続き第一産業の経営実態についてはその動向に注意を払う必要があると認識しており、経営実態などの情報を得ながら、また、漁獲や魚価、漁獲共済制度など、取り巻く環境やその状況などを含め相対的に確認し、支援を講じる必要があれば対応をまいりたいと考えているところであります。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） 再質問をさせていただきます。

まず、羅臼町の除排雪に関して質問いたしました。これは1点目、2点目も関係があることなので。

まず、昨年、大変大雪によって羅臼町の被害が増大したことがありました。特に、羅臼町はやはりほかのこの近隣の町から比べて少し雪がおおいので、除雪の体制のとき、令和4年の第1回の定例会においても私質問しましたけれども、町民の方々が自分達の除雪機を使いながら排雪を協力している段階で、すごく除雪の体制は、ほかの町から見たら、早い時間帯に道路が確保され、大変喜ばしいことなのですけれども、ずっと見ているとやはり歩道とか、除雪した雪が積み上げられて、ちょうど通学時間帯に子供達が苦慮している姿がたまたま見られます。雪が降っているときに歩道をきちんと確保するのは大変困難なことですけれども、ただ、通学の時間帯が始まったときに、あと、子供達が道路を出たり町民の方々が道路を歩かれている姿を見ると大変危険です。それと、市街地に近いところでは暗いうちに除雪を始めている地域の方もいますけれども、そういうところの注意の仕方というのを、行政のほうからも指導があつてはいいのではないかなと思います。

この件につきまして町民に、町長からお答えあったように雪の堆雪場所、羅臼町が堆雪した場所を、今年度は町民の方も利用できるような体制を取っていただけるということで

一安心してはいますが、ただ、その辺をきちんと、周りに分かるような説明、広報で説明すると言われましたけども、やはりちょっと何かその間にも周知の施策があるのではないかと思うのですけれども、その辺はどのように考えているか、お聞きしたいと思えます。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員からの御質問であります、確かにここ数年、大雪に見舞われているということで今年も心配しているところであります。少なればいいなと思っておりますが、万が一大雪になったときの対応として、先ほど申し上げましたとおり4か所、羅臼町が捨てている場所を町民も利用できるよということ、お伝えをするのに町政日より等々でというお話もさせていただきました。この後、町内会長会議ですとか、そういったものも予定をされておりますので、その中でもしっかりと説明をさせていただければと思っております。

また、町内の皆さんがそれぞれ大型であったり、いろいろなタイヤショベル等々で、早い時間から除雪を行っていただいて、近隣の町から見ると非常にきれいな状態で日々生活をさせていただいている、これに関しましては、そういった御協力をいただいている町民の方々に心から感謝するところであります。しかしながら、今おっしゃっていただいたとおり、通学や、そういったところに支障を来しているのではないかとということもございます。これにつきましても、これはずっとなのですけれども、今までもそうですが、通学路の確保ということで、町内会長会議ですとか、それ以外のところでも町民の皆さんにお願いをして、排雪をお願いしたいということをお願いしているところでありますので、今年もそのような形で進めてまいればと考えています。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） ぜひ町長、また町内会長会議とかいろいろな場所で、そのように言っていただければありがたいと思えます。できればそのときに、今後の計画として行政のほうで、先ほどおっしゃったように町民の方、有志で本当に除雪していますよね。その辺に対して、昨年私も除雪している人方に聞いたら、燃料高と除雪時間の多さで軽油代がやたらかかると。やってあげたいのだけれども自分の生活にも今度影響出てくるので、やはり手抜きと言え申し訳ないのですけれども、やり切れないところもあると。だから、何かそういうところの施策として、どれがいいのかちょっと分からないのですけれども、行政としてもどこかでそういう支援を、やっている人方は多分分かると思うのです。皆で確認できると思うし。で、ある町内会では、町内会をお願いして、除雪をお願いしておいて、そこに支援金を出しているとかという形を取っていますので、ほかの町内会の、ちょうど今町内会長さんとかのお話するのであれば、そのときにちょっとそういう、全町的にそういう協力体制になれないかとかということも検討しながら、両方でサポートしていただければありがたいと思えます。

続きまして、除雪のほうで3点目なのですけれども、昨年大雪で見舞われまして、あち

こちらで通行止めが起きていました。そして先ほど町長おっしゃったように、不要不出の外出は控えるようにと言われて、出ない人もいますけれども、ちょっと用事があるとき私もちょっと出て、実は昨年、埋まりました。埋まった状態のところ、やはり見たら、夜間に道路に全部雪出してしまうので、吹雪いている状態でその通りを走ったら分からないで、そこで埋まりました。出るのに結構時間かかって、帰って来たら防災無線で不要不出の外出はやめましょうという放送が流れていました。だけど、あれは羅臼町全体でだめだよという言い方にしか聞こえてこないで、どの地区とかというのを分かればその辺で、この辺りがひどいのですとか、そういうようなことがちょっと付け加えて放送していただければ大変ありがたいと思いますし、あとは、そのときに一番思ったのが、実は中学校ですよ、知床未来中の中学校の道路。これ、シェルター作って子供達を確かに、途中から足で上がっていく形になっています。ただ、道路を使って学校の先生方とか、車で確か上がっていくと思うのです。だから、あそこ高台の人方もおりますし、通行止めかかったときに、どこに車を置いたり何だりということができない状態なので、ぜひあそこら辺はどのように考えているのか、毎年あそこ雪で埋まるのです。その辺、町としてどういう対応を取るのか、ちょっと雪降ってしまうとすぐ埋まってしまうのです、あそこ。だから、その辺どう考えているのか、1点お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） ピンポイントで危険な場所だとかというのは、なかなか役場でも押さえ切ることができませんので、危険が迫ったときには全町的に外出を控えていただくという放送をさせていただきますけれども、ただ、雪崩ですとか、明らかに吹きだまりがたまっているだとかというところにつきましては、はっきり分かったときには通行止めということで対応していきたいとは感じております。そのときには防災無線でも周知をしていきたいなと思っております。

それと、中学校の坂の関係でありますけれども、昨年も雪崩が起こりまして、非常に危険な状態があったということは把握しておりますし、どのような今後対応をしていくかというのは、雪崩防止柵ということも検討の一つにはなるかと思っておりますけれども、雪崩防止柵を設置したところで全てがこれで安心ということではございませんので、除雪体制の強化、あるいは大雪が降ったときに雪庇を落とすだとか、そういったことを、もろもろを考えながら、何がいいのかということ今後検討して進めていきたいなと感じております。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） ぜひその辺、私も昨年埋まって思ったのが、埋まった後に車の置く場所を、やはり雪のときに、そこから出た後に置く場所、あと、そこへ向かうところに、どこかに車が退避できる場所というのがあれば置いていけると思います。特に高台のほうは、通路には絶対もう車、道路の上には置けないので。だから、そういう状態になったときに、ちょっと周知の仕方、きちんと体制整えたらいいかなと思います。今副町長

言ったように、それに対して止めるということはすごく大事なことだと思うし、いろいろな対策を取って、雪庇を落とすとか、そういうことは必要だと思います。

大体、羅臼の場所で一番、私もこうやって生活して思うのは、大体埋まる場所ってほぼ皆さん御存じだと思うのです。危ない、ここは危険だから行かない。極端に言えば、例えば5号線の小学校裏通りというのは、ちょっと吹雪いたらすぐ埋まってしまうので、そこは町民の方々もなるべく回避するようにして、迂回したり何だりしながら利用されていると思うのです。だからそういう箇所とか、やはり事前に分かると思うのです。通年の雪の状態でどのぐらいになるかというのが。大雪で、昨年みたく一気に降られた場合には、全くそういう場所というのは不可能になると思いますけれども、ぜひ周知の時間の早さというのを、防災無線使うのでしたら早めにやっていただければありがたいと思います。

続きまして、最後の雪対策施設なのですけれども、町長がお答えいただいたとおり、羅臼小学校の通りですか、334号線の通りで温泉熱を利用して、羅臼小学校に温泉熱を通すときに、ロードヒーティングを使っておりました。そして、二、三年でやはり設備が不調を起こしまして使えなくなりました。実際にあそこまで来ている温泉熱というのが、羅臼小学校を抜けて、下の旅館に向かって供給されています。その後の排湯が、冬場でも湯気を出して海のほうに流れてきております。ですから、町長お答えしている、設備費はかなりかかると思うのですけれども、あの排水の熱を利用して、あの近辺の1か所でも融雪施設とかを計画したらいかがかと思うのですけれども、その辺お伺いしたいと思います。特に、今の新しい、町で舗装してくれた駐車場というのは、ものすごく雪たまります、あそこに。たまった雪のほかに押し雪もあそこにたまっていくので、あそこがほとんど冬場というのは、3分の1程度ぐらいしか使えない状態になってしまうので、やはりああいうところを鑑みると、やはりあの辺にちょっと融雪、せっかくお湯を流すのであれば、あそこへ通してあげれば融雪に対応できるのかなと。

あと、これが羅臼で可能かどうか分からないのですけれども、羅臼まだまだ本町とか、3か所辺りに湧水が出ています。あの水をうまく利用できないのかと思っているのですけれども、そういう点の計画を考えていったらいかがかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊谷 稔君） 今、田中議員から御提案をいただいたとっております。しかしながら、過去に歩道のロードヒーティングということもやっておりました。これについては設備の不備ということも、使えなくなったということもあるのですが、先ほど御答弁させていただいたとおり、例えば温度ですとか湯量ですとか、そういったことを考えたときに、冬場の融雪をするだけの能力が、実は足りない部分もありまして、いろいろそういったものを利用した融雪ということも過去には考えたことがあるみたいなのですけれども、そういったことで断念をしているというところでもあります。あれだけの市街地区の、どこまでの範囲かということもありますが、融雪をして流していくというようなことについて

は、工事費も含めて、また、湯量や温度も含めて、今のところは非常に厳しいなという判断をさせていただいているところでもありますので、それ以外の方法で何とか、先ほどおっしゃったように道の駅のことについては、例えば排雪の回数も含めて、利用者に不便のないようにと考えているところでもあります。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） ぜひ、一遍にあれもこれもというのは予算の関係ありますし、できないと思うのですけれども、ちょっと知恵を出し合ってやればいいのかと思っております。特に、先ほど言った融雪の関係、温泉水を利用する何ていうのは環境問題、海の問題もありますから、簡単に一概にいいですよというのは言えないというのは分かりますけれども、やはり利用できるものは利用しながらやってみたらいかかかなというような形を取って考えておりました。

続きましては、羅臼の観光なのですけれども、今申したとおり道の駅の周辺、整備されてすごくよくなってきております。町長が御答弁いただいたように、道の駅の施設は23年たって、かなり老朽化してきております。これは、私は思うに早急に、やはり羅臼の顔となる場所ですから、やはりこれが早めに応急処置、もしくはどういう形でやるのか、段階的にやったら私はいいかと思うのです。まず応急処置をかけておいて、それと併せて大規模改修するのか、計画的なものをきちんと、共有のスペースですから、やはりもう少し有効利用できるような形を考えながらやっていただければありがたいと思います。

道の駅の2階のスペース、私も何回か行かせてもらっていますけれども、すごく景色がよくてロケーションもいいです。ただ、十二分に観光客には、あそこは使われていないような気がします。あの下の通り、上まで2階上がって見てくる人というのは少ないと思います。もうちょっとあの辺のPR等をかけながら利用させてあげると、確かに建物は古いのですけれども、ちょっと工夫してあげると、もう少し道の駅としての機能が充実するのかなど。

そして情報発信とは、いろいろ観光協会ははじめ、知床財団、ビジターセンター、ルサフィールドもやっています。ただ、これの連携がいまいち、本当に準備よく伝わっているのかなど。情報の共有がきちんと、その確認をぜひ、これから先検討していただきたいと思います。観光協会とルサフィールドはじめビジターとの関係の、情報共有のやつをきちんと出していただければ。先ほど、特にルサフィールドは10月いっぱいまで終わってしまうので、実際に供用範囲としては11月いっぱいまで使えると思うのです。観光客の方も11月も少なくはなりませんけれども、やはり旅行者の人方も来ていますし、やはりあそこはうちの町の一番のネックの場所だと思うのです。あれから先に知床岬に行く人方の案内も、あそこが最終地点ですから。特に、10月から11月というのはやはりヒグマも、熊対策とかいろいろなレクチャーも伝えなければならないし、そういうような形があれば、そこをしっかりと情報共有していただいて、周辺整備についても、町長が来年から周辺整備の計画が出るというお話が聞いたので、もう少しあそこら辺がきちんと使えるのかなど

思って、ちょっと期待をしているところでもあります。その辺で、分かる範囲内でいいですから、あの辺をどのように考えているか、ルサフィールドのところ辺り、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） ただいまお話がありましたルサフィールド、町長から答弁もありました園地計画について少し触れたいと思います。

園地計画については、住民懇談会を2回ほど開催しています。この後、それを踏まえた結果報告という形に多分なるだろうなと思っているのですけれども、環境省主催でやっているのですが、羅臼町も関わって、そこでトレッキング等の案内をしている知床財団も加わって三者で協議している状態です。主にはルサの拠点としての機能を充実させていくというところと、ソフト事業として、例えば昆布や川のつながり、サケの上る河川でもありますので、そうしたところの啓発何かもソフト事業ではあります。

また、シーカヤックの発信拠点となりそうだということもありますので、そういったことのほか。具体的な園地整備というところでの計画としては、園地が河川に洗掘されているような状態も見受けられるので、河川の洗掘を止めるということ。あとは、現場での植物群が非常に多種多様にわたってあるので、それを確認できるような散策歩道だとか、そういったものを設けること。前に課題となっておりました、海側の電線の地中化だとか、そういったことも踏まえて景観に配慮した整備計画を整えていきたいという形を取っています。

あとは、ルサ河川の親水域の、先ほど申しましたサケの遡上何かがよく観察できるポイントでありまして、現在もそういった見せ方をしているのですが、そういった親水機能をイメージした整備、そんなものも予定されています。具体の項目は様々あるのですが、あともう一つ、ちょっと大きなところでは、ヒグマが人なれしないような形で、何とか見せることができないかという話もちょっと出ています。これについては様々な検討課題もありますので、これはもう少しいろいろな事情を踏まえて検討していかないとならないと思うのですけれども、そういったところで情報発信機能、トレッキングで先端部を訪れる方のための施設ということと、そこに訪れても世界自然遺産の環境が伝わるような、そういった施設にしたいというところで動いております。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） 今、課長から説明受けました。

説明を聞いていると、一番私思うのはスピードが遅すぎます。環境省主体でやると言っていましたよね。環境省が主体でやりますということで説明受けました。

今、課長が説明した中のものが大体今の、これから進む道、いろいろな面が出てきます。これ、環境省が主体でやるというよりも、ぜひ羅臼町のほうから提案してあげて、こういう情報でこういうことをやりたいのだというものを先に出してあげたほうがいいのではないのですか。特に思うのには、いろいろなものを、確かにそこで見るということ

が、今延々と言ったことを、ぜひ可能として作った場合には、物すごい年数かかると思います。なぜなら、いろいろな配慮しながら、熊はじめ植物、いろいろなものも見せることに対しては、かなりの制限が出ています。そのレクチャーについては、もう既にウトロ側の知床五湖のほうで十分レクチャーあると思うのですよ、どういう対策が必要かとか、そういうものについては。私が一番懸念するのは、あそこに実は羅臼の漁民の人方、浜のほうで、海岸線で仕事しています。やはりこの生計も十二分に考えていかなければならない。昆布漁とか、いろいろなことをしている人方あそこにあります。あそこは秋になって、10月終わって、今の状態で10月終わったとき、その後にサケが遡上しているのですよね、どんどん。自然遡上。だから、そういうことを踏まえていくと、そういうようなケースであれば、ルサフィールドの期間だって、10月で終わるという自体が発信としては短すぎるし、そういうことも含めまして、環境省にがっちりこっちから言ったほうがいいのではないかと私は思いますけれども、これについては今後、施設に関して地域住民の要望とかやっていますから、そういうのを早めに集約して進んだほうがよかろうと思います。

なぜこういうふうに、ここまでこういうことを言うかといいますと、これは知床羅臼野遊び・学びのほうにつながることなので。そういうようなレクチャー系統は、やはり連携していかないと効果が生まれないので。知床野遊びの施設も今後、資金を投じて環境を整備していくのであれば、それと併せてレクチャーもきちんとできるような仕方をしないと。どうしても今の話を聞いていると、点の発信になると思うのです。

先ほど冒頭に申しましたように、やはり共有する情報をきちんと渡せる状態、最低限の情報が共有できている状態にしておかないと、観光協会をはじめ、繁忙な事務対応、電話対応、いろいろなことを対応しなければならないです。それなりのレクチャーがきちんと必要になってきますし、観光協会の職員につきましても、全部が全部、羅臼町分かるかといったらそれは不可能に近いことなので、やはりそういう情報の共有をきちんとしておかないと大変厳しいのかなと思います。これにつきましては、ぜひ検討材料として重く受けたいと思います。答弁は必要ないです。

続きまして、漁業についてですけれども、やっこここの上でウニ囲い漁とか増養殖の関係で、姿がだんだん見えてきます。これは10年という、町長がおっしゃったとおり、工期が10年間もあります。実際に効果が見えるのはその後になると私は思うのですけれども、これにつきましては、ウニの囲い漁と漁礁のやつは於尋麻布のやつですか、これから始まるやつ。今年始まっているのかな。それも同じように、漁礁で形態でつながってやっていますから、単独事業ではないのですよね、全部。ウニの囲い漁礁につきましても、全部引っかけりというか、漁礁を作るということはほかの魚類に対しての影響は出てくるわけですから。だからやはり町としても、これをやるからには組合さんとの連携も少し密にしてもらって。やはりこうやって質問出たときに、こういうものでここまで望めますとか、これが不足していますぐらいの答弁をできるような体制を取っていただきたいと思います。

なぜそういうふうになるかという、やはりずっとウニの漁礁作り、ずっといろいろやって、漁場作りもやってきて、何十年もやっています。ただ、やった結果、年数たつので、どんどん状態変わります。羅臼の海の前浜が、波が上がらないところまで今上がってきています。そういうことを踏まえまして、追跡調査というのがやはりやって、このぐらいのことは目視とかいろいろなことができると思うのです。ぜひ、浜か何か回ったときにはそういうところも見ながら、ちょっと周りのことを考えながらというかそういうことも、こういう問題あるのだと。多分漁民、住民の方からも問題は出ていると思うのですけれども、その辺ちょっとお聞き願いたいと思います。苦情は出ていると思うのです、あの海岸線につままして。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 海岸保全に関しての事柄になるでしょうか。海岸保全ということでは、もしそれでよければあれなのですけれども、海岸保全という形では、全てこちらのほうで状況把握して、建設管理部と連携しながら、また組合とも。その地域地域ごとに説明会、具体的な工事何かに入る場合に、こういう方法がいいのか、また先行させる区域はどこがいいのかということ、それぞれの町内会に入って事情を確認しながら、優先度を確認して行っています。

海岸保全、かなり金額がかかるので、本当に地区ごとに20メートルとか30メートルあって、50メートルしかできないのです。そういう行為は行ってございます。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） それはウニ漁礁はじめ今の漁礁、於尋麻布の漁礁につつましても、ブロック入れるということは波の形も変わってくるし、当然そういう影響は出るかと思えます。それで、いろいろな浜の関係も、やはりどうせならその辺も調べながらやっていただきたいなという。そこが影響しているかどうかということも判断的には難しいことなので、それに対しての、ちょっとそういうところを注意しながら、住民説明をしていたらありがたいと思います。

それでは、最後に一つ町長にお願いしたいのが、先ほど最後の質問で、今回の灯油高によつての支援金を出していただきまして、大変ありがたいと思います。これにつつましては漁民はじめ、一般の事業者はじめ、大変うれしいことですし、あともう1点お願いするのは、広報で配られたのですけれども、結構見ていない人いるのです、配っても。ちょっと防災無線で1回その辺通達を、夕方でも流してもらえればありがたいかなと。分かっている人はきちんと出しているのですけれども、見てない人がやはり羅臼ちょっと多いので、その辺再度、御案内出していただければ。こういうすごくいい資金が出してもらっているのに、残念ながら分からないで終わるといふ人方いるのはちょっと悲しいかなというところもありまして。ちょっとその辺どう考えているか、1点お願いします。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（湊 慶介君） ただいまの支援事業の周知につつましては、町政

だよりのほか、防災無線で2回、現段階で流させていただきます。また、先日、町のLINEも使いまして周知をしております。このほかに、役場の産業創生課以外に商工会、それから羅臼漁協にも情報提供して、担当者の方にも話をしているところでもありますので、そういった体制で現在取り組んでおりまして、この後また防災無線につきましては、1月31日までの申込期間となっておりますので、複数回流していく予定であります。

○議長（佐藤 晶君） 田中議員。

○2番（田中 良君） ぜひ、いろいろと流しているのですけれども、仕事している人方、多分店舗とかに防災無線とかないし分からないと、聞いている時間帯がない方もおられると思うのです。ですからそういう形で、商売している人方と、防災無線聞けないところもあるし、防災無線すらつけていない事業所もあるので。その辺もありますから、ちょっと商工会とかいろいろなところに再度通達をお願いするとか、ちょっとやってもらえたらいいかなど。件数的に、そんな多い件数ではないと思いますので、ひとつその辺よろしくをお願いします。

あと、最後になりますけれども、組合員の人方というか漁業生産者、特に、いろいろ支援受けていました。いろいろ支援も受けていますけれども、やはりちょっとまだいろいろな、こうやって燃料が高くなったり、魚価も安定しない中で大変だと思うのですけれども、やはりちょっと支援できそうなことがあれば、ぜひまた取り上げてもらって、漁民の人方はじめ、どこかが潤ってくれば、その波状効果で町も潤いますから、ぜひそういう援助をいただければありがたいと思います。それにつきましては、町長何かありましたらひとつよろしくをお願いします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 漁民の方々、魚種によって様々だと思っております。漁獲共済の関係もありますし、また保険にかかっているという状況もあります。そういった中で漁業協同組合との連携、または情報をいただきながら、例えば個人事業主である根付漁業の方々ですとか、そういった方々の状態が今どうなっているのかということは、羅臼町としても把握しなければいけないなと思っております。今回は一律にという形で行わせていただきました。今後、これは羅臼町の財政の問題もありますから、全て満足いけるような形にはなりません、必要なかどうかということも含めながら、今後の対応をしていければなと思いますが、それぞれの方々の御苦勞はしっかり受け止めながら進めていきたいと考えております。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） ぜひ、よろしくお願いたしたいと思います。

これで、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） ここで、午前11時35分まで休憩いたします。35分より再開をいたします。

午前 11 時 23 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問を許します。

1 番加藤勉君。

○1 番（加藤 勉君） 通告に従いまして、3 点御質問したいと思います。

1 点目は、町内公共交通計画についてでございます。

平成 29 年 9 月に、第 3 回定例会の一般質問におきまして、高齢者の運転免許自主返納者に対する支援として、町長から、高齢者の運転免許自主返納については交通事故の減少につながり歓迎すると御答弁されました。さらに、医療機関の受診や買い物などに、自動車を生活の一部として使用した高齢者には不便を来すことになり、それを補うため、当町の交通機関の在り方について、町民全体の課題として取り組むと答弁されてございます。町内公共交通計画の策定について、どの程度進められているのかをお伺いいたします。

2 点目です。公民館の建設についてでございます。

公民館は、平成 31 年耐震診断の結果取り壊しになりまして、既に 4 年を経過しております。一部の機能は体育館の増改築に併せて整備されましたが、公民館としての機能を十分果たしている施設となっております。町長は、公民館の建設は、幼稚園、小学校の 1 校 1 園化による空き校舎を利用すると答弁されていましたが、その時期についてお伺いいたします。

3 点目ですが、湊屋町政 2 期目の総括について質問いたします。

湊屋町長 2 期目も最終年に当たり、就任時に掲げられた安らぎや幸せを感じられるまちづくりを目指した行政執行方針の達成度について、どのように捉えられているのかお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員から 3 件の御質問をいただきました。

まず 1 件目は、町内公共交通計画についてであります。

平成 29 年第 3 回定例会において、加藤議員より高齢者の運転免許返納者に対する支援についての御質問をいただき、当町の公共交通機関の在り方については町民全体の課題として取り組んでまいりますと答弁し、今年度の町長行政執行方針でも、近年は高齢者が運転免許証を返納することが見受けられ、特に町内の公共交通につきましても、新たな交通手段の導入を含め、町内の公共交通計画を検討していきますと述べさせていただきました。おおよそであります。現在の羅臼町の人口は 4,500 人、運転免許証を保有している人が 3,200 人で、羅臼町民の約 7 割の方が免許証を保有しており、残りの約 3 割

の町民が自動車中心社会において移動を制限される人、いわゆる交通弱者といわれる方々になります。運転免許証を保有していない方々は、公共交通を利用する機会が多くなりますので、そういう方々が移動にできるだけ不便を生じないように、今年度より庁舎内部において地域公共交通計画検討会議を設置し、新たな交通手段の導入を含め検討を開始しました。

現在の進捗状況であります。検討会議で羅臼町の公共交通の課題を洗い出している最中で、先日、議員皆様も御存じの北海道大学政策大学院、山崎幹根教授を通じ、地域公共交通に詳しい教授を御紹介いただき、羅臼町の公共交通の現状についての相談を行い、今後、随時アドバイスをいただきたいと考えております。また、北海道が主体となり、釧路根室地域公共交通計画の策定を進めており、その中において、現在、阿寒バス株式会社に運行しております釧路羅臼線の在り方についても、関係市町と協議検討を行っているところでもあります。令和5年度末までには、羅臼町内の移動手段対策について一定の方向性を示したいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、18歳未満の方々には通学がより快適になるよう、また、運転免許証を返納した高齢者を含む18歳以上の運転免許証を保有していないの方々に対しては、通院や買い物などの生活に不便を生じないような交通体系を目指して努力をしております。

2件目は、公民館建設についての御質問をいただきました。

全ての人が豊かな人生を送るためには、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができ、その成果を発揮できる社会を実現することが求められております。教育基本法第3条には、そうした社会の実現を図ろうという生涯学習の理念が示されています。社会教育は、その生涯学習の理念を実現するための重要な教育の一つです。そのような中において、公民館は社会教育の実践の場であり、当町においても町民の幸福と社会の発展を図る上で必要な施設であると認識しているところであります。

令和元年度の定例会におきましても、議員各位より公民館の再建について御質問をいただいております。1校1園化の年限を令和4年度にこだわらずとしたことにより、令和6年度までの町立小学校・町立幼稚園適正配置計画を作成し、小学校と幼稚園につきましては、現在の2校2園を維持しているところであります。その際、様々な観点から相対的に判断をし、空き施設の活用が町民にとって有効と考え、検討していくと説明したところであり、現在もその考えに変わりはありません。したがって、空き施設を利用した公民館の活用の時期につきましては、令和6年度までの町立小学校・町立幼稚園適正配置計画に示している令和7年度以降の計画策定期間に併せて策定できるよう、教育委員会で検討していくこととしております。

3件目は、町政2期目の総括についての御質問であります。

令和元年の就任時に、安らぎや幸せを感じられるまちづくりを目指すと述べさせていただきました。また、就任以来、私の方向性を示すKプロジェクトを基本に行動と改革へ取

り組むとも述べさせていただきました。

総括との御質問であります、まだ4か月ありますので途中経過になるかもしれませんが、はっきり申しまして、この4年間は新型コロナウイルス感染症との戦いでありました。約3年前に発生した未知のウイルスにより世界中が混乱し、日本国も、そして羅臼町もその混乱に巻き込まれることとなりました。現在は、コロナウイルスについて何も分からなかった3年前よりは対処方法も確立されつつあるものの、いまだに猛威を振るっている現状に変わりはありません。そういったことで、町民の皆様は安らぎや幸せを感じる余裕などなく、逆に、見えない恐怖に駆られた方も多かったこととっております。そのような状況下においても町政の歩みを止めるわけにはいきませんので、あらゆる工夫をしながら毎年度の執行方針や基本実施計画にのっとり、産業、医療、福祉、子育て、教育、災害対応、町民サービスなどに取り組んでまいりました。

2期目の大きな取組としては、令和2年5月の知床ナンバー交付、令和3年7月に開館したらうすば、緑町公住A-1号棟の完成などが挙げられますが、こういった施設の改修や建設についてもコロナや世界情勢の影響を受け、物価高騰や完成時期の延期などに見舞われる結果となったものもありました。

Kプロジェクトを基本に2期目の目標とした行動と改革については、これからを担う若い世代や地域活動実践者に、行動による気づきの機会を提供する取組を行いました。行動と改革の行動に係る取組として、コロナ禍の状態を注視しながら、異業種の若いリーダーと何名かの羅臼町職員と共に道外への未来創造視察研修事業を行い、この研修により完全陸上養殖への取組が動き出しております。野遊びフィールドの運営についても、この研修事業に参加したメンバーが名乗りを上げてくれたことも一つの成果かもしれません。このような動きや機運が町に広がることで、新たな挑戦をしていく方々が出てきておりまして、とても希望が持てますので、羅臼町としても応援してまいりたいと考えております。

行動と改革の改革については、以前、私はよき伝統や文化、風習などはしっかり残し、悪い伝統や風習、習慣や制度や常識は改めるべきと発言したことがあります、私自身が描いた方向へは、正直申しまして思うように進んでいないと思っております。しかしながら、将来を担う若い世代が着実に増えてきておりますし、これから羅臼町について真剣に考えてくれておりますので、必ずよい方向へ改革が進んでいくものと思っております。

もう一つの重要政策として、子育て支援の充実を挙げてまいりました。社会教育課と保健福祉課の連携により、様々な取組、支援を行っております。その中でも、坂本議員などから幾度にわたって質問、要望のありました高校生までの医療費の無料化につきましては、議会の理解をいただき、今年8月より実施することができました。

加藤議員からの質問書では達成度となっておりますが、公共施設の建設などのハード事業については、施設が完成することで一定の成果は見えますが、ギガスクール構想や高校の魅力化、親育ちや子育て、これからの時代を担う若者の人材育成や起業家への奨励事業などは未来への先行投資であることから、私達責任世代がしっかり考え、伝え、応援して

いくことで、その時代時代で評価されるものと考えます。

2期目の途中ですが、まだまだやらなければいけないことはたくさんあったと思います。コロナが蔓延する中、議員の皆様はじめ町民の皆様の理解と御協力により、これまで一定の取組はできたものと思っていますところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） どうもありがとうございました。それでは、引き続き再質問させていただきたいと思います。

まず最初に、町内公共交通計画についての質問でございます。

内閣府がまとめました令和2年度交通白書によりますと、70歳以上の運転免許所有者は2019年時点で1,195万人だそうでございます。運転免許証保有者の全体の14.5%を占めているというふうに言われてございます。先ほど町長は、羅臼町の運転免許は大体3,500人かなというお話がございましたけれども、羅臼町の運転免許の保有者というのは全国から見ても高いほうだと、所有者については。ですから、14.5%がいいのかどうかということをして、大体20%にすると三百五、六十人が70歳以上の免許人口かなと単純に考えるわけですが、その方達が日々運転をしております。羅臼町は自動車がないと生活ができないという、交通網が貧弱な町の一つだと私は考えてございませけれども、その中で免許の自主返納制度というのが確立をされて、羅臼町におきましても、聞いたところによると何人かの方は家族に反対された。ああやって新聞報道何かされますと、やはりじいちゃん、もうそろそろ運転免許証どうという話をされて、まだわしは元気だけれども、そんなわけにいかないということで免許証を離した方がいっぱいおりますし、これからも俺もそうするかなという方が私達の仲間の中にも聞いてございます。

そういった中で、国土交通省が令和2年6月に改正された地域公共交通活性化及び再生法というのがあって、その中で、全ての市町村がこの公共交通というものについて策定努力しなければならないという、義務化されたという報道がされたわけですが、私達の町も先ほど町長の御答弁があったように、令和5年末までには羅臼町内の移動手段対策について一定の方向性を示したいと考えると御答弁されてございます。

私は、この国の指針にのっとったこの報告書と同じ計画を立てていただけるのかなという感じを持っているわけですが、アドバイザーも見つけられて、これから進んでいくという形でございますが、ただその中で一番、羅臼町は100円バスという巡回バスを持ってございます。ほかの町には多分そういう制度はないと私は思っているのですが、無料であったり、それはあると思いますけれども、その辺も含めて、ほかの町の事例というのは結構あるのです。私調べただけでも、青森県の佐井村という下北半島にある2,843人のところでは、福祉有償運送による運転がボランティアで巡回して歩いているだとか、そういった町があるようでございます。それらを参考として、計画づくりを進めてほしいなと思っておりますが、この推進体制といいますか、令和5年度末までの計画づくりという

ふうに考えてございますけれども、推進体制をどのように図るつもりなのか、その1点お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 推進体制の関係でありますけれども、まず町で考えているのは、計画と羅臼町内での移動手段、この二つは分けて考えていきたいと思いますということで、同時に今進んでいる状態でございます。

今一番大切なのは、計画はもちろん大切なのですが、町内での交通手段をどのようにすべきかということが一番大切だと思っておりますので、この辺を重点的に今、庁舎内で検討していただいているところでありまして、例えば診療所の通院、それから買い物を含めた町民の町内での交通移動、こういったことは町民の移動の確保になりますけれども、これとは別に町内での観光客の足の確保ということも今ございませんので、そういったことも含めて検討していかなければならない。さらに循環バス、これが今、循環バスを始めて相当年数たちますけれども、この在り方についても本当に今の現状のままでいいのか含めて検討して、どういった形が一番、羅臼町内でベストなのか、デマンドバス含めて考えていきたいと思っております、そういったことを、まず重点的には町内の足の確保ということで進めさせていただいております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 町内の循環バスですね、私が言っているのは。やはりこの辺、今定期バスに乗って、100円バスでも通われている方がいると思うのですが、何かあのバスの中見ると非常に少ないのです、乗っている方が。その辺がやはり、何か交通網をつくる場合においても、果たして羅臼の町に合った交通網になっているのかどうか、一番心配だと。お金もかけてもそういったことになるのではないかなという心配もするわけですが、この細長い町、40キロぐらいありますか、端から端まで。そんな中の巡回バスというのは非常に効率も悪いと思うのですが、それがなければ病院に通ったり買い物出たりすることもできない、要するに交通弱者といわれる方がかなりいるわけですから、早急にその辺の足の確保について、今の100円バスの実態を見ながらも、そういったことを研究していく必要があるのだろうと。その意味では、私はこの、国の定めた計画書づくりの一つが参考になるのかなという気がしたものですから、そういう質問をさせていただきます。

いずれにしても、この交通網がなければ羅臼町で老後を生活できないという方も、もしかしたら出てくるのかな。何か車も乗れないし、交通事故も心配だし、交通網の発達した大都会へ出ていこうと、高齢者になってですよ。そういう方もいないとは限らないと私は思うわけです。その意味からでも、羅臼の町で長く住んでいる方々の足を確保していくことは一番大事な施策の一つかなと思うわけですから、その辺も十分注意しながらこの計画づくり、あるいは推進体制をつくっていただきたい。要望でございます。それについては御答弁は要りません。担当者もしっかり聞いていますので。その方向で進めていた

だきたいと思います。

続きまして、公民館の建設でございます。

町長に質問させていただきました。それで、教育委員会に質問したいのですが、28年度に羅臼の社会教育という公民館利用状況を作った冊子が私の手元にあるのですけれども、これが多分公民館の最後の年の利用状況かなという感じで受け止めているのですけれども、その中で、27年度の公民館利用状況として、主催事業として252件、それと町関係で109件、一般団体が417件、合計778件の利用があったと。これを見ますと、公民館の利用者団体は団体個人で54%ですから、ほとんどが言ってみれば団体の方が利用されていたのかなという感じを持っているわけです。それで、公民館がなくなって一番打撃を受けたのがこれらの団体かなという気がしてございますけれども、現在の文化協会に加盟する団体数が何団体あるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 社会教育課長。

○社会教育課長（野田泰寿君） 現在の文化団体、加盟団体数という御質問でございます。現在10団体ございます。そのうち、公民館が今ございません。らうすぽで定期利用を申し込まれている団体については2件ございます。そのほか8団体については不定期なので、その都度申し込まれて、らうすぽなり学校開放事業を活用しながら活動されているというところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 多分そういう状況ではないかなという気がします。というのは、公民館があれば常時利用できたのですけれども、それができなくなって、会館だとか、らうすぽでもって利用されている。どうしてもほかの団体とぶつかるものですから、そういうことがあるのかなという気がしておりますけれども。昔、社会教育は公民館優秀団体ということで、優秀館ということで表彰受けたこともあるのです、羅臼の公民館。2回も受けているのですけれども、その中には、やはり社会教育活動が熱心に行われていたということで表彰も受けているわけなのです。この28年の、なくなってから今までの間、私の目には社会教育活動がお留守になっているのではないかな。あまりそういうことが聞こえてこないなど。

私も一番のメインとなったのが、文化協会で行っているのかどうか分かりませんが、文化祭。あれをちょっと見させていただきました。減りましたね、団体数。それだけ、やはりやられている方が少なくなったのか、それとも人口が減ったのかはちょっと分かりませんが、公民館あったときよりも、かなりの団体数は減ったのだろうと思ってございます。

そんな中で、令和2年12月策定の羅臼町立小学校・羅臼町立幼稚園適正配置計画というのがありまして、この中に、基本方針として小学校の複式学級については避け、複式学級になるときは統廃合の必要性について検討するとしておりましたが、その時期について、いつ複式学級になると予想しているのかお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 教育委員会学務課としては、複式学級になるのは、今のところ令和9年度入学の段階で、なる可能性があるかなど。もしかすると8年度でもなる可能性があるかなどは思うのですが、実際には今年の1年生、2年生が、1年生が8人、2年生が9人ですので、来年1年かわしたときに、1名でも減ると来年から複式学級になるという状況も考えられております。

ただ、どちらにしても今後、普通学級と特別学級というのがありますので、特別学級の人数に応じては、複式学級に1年生からなるということも考えられますので、早急に次の計画の準備には入っていかねばならないのかなど認識しております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） そうしますと、教育委員会でもそろそろ複式が始まるのであろうということで計画が、この後、再編成の計画がされていると思うのですが、町長にお伺いいたします。

今、来年からなると令和5年、その後は7年という話、あとは9年という話もあるのですけれども、そうしませんと、この空き校舎を利用した公民館というのは形として見えてこないのかどうか。町長が思うように、空き校舎を利用した公民館づくりということが念頭にあるのかどうか、その1点お願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） これまで公民館のお話をしたときに、必ずこういう話になります。で、一貫して申し上げているのは、適正配置計画にのっとって、そのときに空き校舎になるところが出るだろうという中で、それを利用した公民館の形をずっと一貫して言ってきたおきまして、今もその考え方に変わりはありません。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） そうなりますと、もうすぐですよ。もうすぐなのです。建物を建てていく、あるいは増改築をすると、まず最初に1年間ぐらいは基本構想を立てますよね。次は基本計画です。そして実施計画をやって建物建っていく。4年間かかるのです。その逆算からすると、もう来年に、ことを立てていかないと、令和7年にも間に合わない。下手すると令和9年まで持ち込んだとしても、その4年前ですから、もうそろそろ、いつだというふうに結論を出さなければならないのですけれども、その前に一番大事なのが適正配置して、どこの校舎を使うのだと。ここが一番基準になります。前もそれはやったのですけれども、どうしても施設が先に走ってしまって、住民運動が起きましたよね。それで、結果的に2校2園化という構想でなっていたわけなのですけれども。その辺が、私はもうそろそろ公民館はいつだよと、どこの校舎を使うのだよということで、住民を巻き込んだ懇談会を何年もかけてやっていくべきだなと。そして、いつ建てていくのだということ住民と共有していくと。令和7年なら7年、そこに公民館を建てるとい

ふうにしてやっていくのがどうか。これが、この1校1園化の基本になっていくのかなと。そうしませんと、1校1園化していても、それが決まってから建てていくよとなると、その後また4年間かかるわけですから。公民館時期はいつなのだよということを、きちんと捉えながらやっていただければ幸いかなという気がしております。その辺については私からのお願いでございまして、早期に建設年度を示すべきと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの質問、答え要らないということでしたが、あえて答えさせていただきたいというお願いでございまして。

ただいま、公民館の建設について議論をすべきだというお話をいただきました。当然、公民館の大切さというのは十分に理解をしておりますし、必要であると考えております。その上で、今仕方なくといいますか、らうすぽという施設の中に公民館機能を持たせる中で、活動を止めないという対策を打ってまいりました。

先ほども言いましたけれども1校1園化と、適正配置計画の下に1校1園化という、まずはその方向性をしっかり出していかなければいけないと考えております。その上でできる限り、もう先ほど年限の話もしましたし、そこで複式学級になる予測がされていくのであれば、このことも含めて、まずそのことを決めていかなければいけないのかなと思っております。それは、多分待ったなしだと思います。急いでといいますか、できるだけ早い時期に町民の理解をいただいて、その判断をしていかなければいけないですし、未来永劫に2校でいくということは、私の中では全く考えていないことでありますし、そのことと並行して、この公民館の問題については考えていくべきと考えておりますので、公民館を先に持ってくるということではなく、まずは適正配置計画にのっとり、1校1園化も含めた議論をしっかりした上で、その空き施設の利用というものも並行して考えていくというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 分かりました。いずれにしても公民館の建設には、先ほど言いましたように長い年月がかかっていくだろうということを考えると、1日も早く文化団体の活性化を図っていただきたいなど。これが昔言っていた、まちづくりの基本は人づくりと、このことだというふうに考えますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

次に、湊屋町政2期目の総括でございまして。

まず、行政の基本といいますか、町長の行政執行方針にあるまちづくりの基本方針は6項目掲げてございまして。ずっとこれは同じでございまして。地域を支える産業の活性化、安全、安心なまちづくり、それと幸せを感じる医療、保険、福祉、介護の充実、潤いのある快適な生活環境の充実、豊かな心を育む教育文化の町、身の丈にあった財政健全化の実現、この6項目が2期目の基本としてずっといったわけです。この6件を掲げて行政を運営してきたというふうに思っているわけですが、よく言う、1期目は土づくり、2期目は

苗を植える、3期目は、それがやっとなが花が咲く、昔はそう言われたものでございます。その中で、ここで3期目について、町長はどのように考えているのか、立起するのかどうか、それも含めて御回答をいただきたいと思ひます。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま加藤議員から、次期町長選に立候補するののかという御質問だと思ひます。私は1期目、2期目も与えられた4年間の中で、自分の仕事を全身全霊で全うしていきたくてというこは話してまいりました。先ほどお答えをしたとおりであります、行動と改革という目標を掲げさせていただいて、この4年間、本当に新型コロナウイルスの猛威の中で、それにさらされながらやってきておりました。計画をしていた様々な町民のイベントですとか、知床開きや漁火祭りなどのイベント何かもそうです。それから敬老会、それから福祉の集いですとか、またスポーツでいいますとクナシリ眺望駅伝何かも中止を余儀なくされるという事態になりました。町民の皆さんの理解を得て、唯一行えたのが成人式だったのかなと思ひております。その中で、特に羅臼町の歴史的なイベントとなるはずだった120年の記念事業も行うことはできませんでした。これも非常に残念なことあります。

そういった状況の中、今年4月23日に、斜里町ではありますけれども、知床遊覧船の大きな事故がございました。26人の犠牲者のうち、まだ6人の方が見つかっていないということでありまして、思ってもいなかった事故にさいなまれて、羅臼町の経済にも非常に大きな影響を与えたと思ひております。

そういったことも踏まえて、私がずっと言ってきた産業の構造改革ということも含めて、テーブルに載せたいと常々思ってきたのであります、これについても中途半端に終わってしまっているのかなという思ひでございます。新型コロナウイルス感染症の前に、本当に自分自身の力のなさといひますか、そういうのを痛感しているところでありまして、あらゆる分野で人材何かは育ってきていると感じておりますが、私自身は、若い人達が今思い切って新たな挑戦をしているところでありますので、その火を消さないようにサポートしていきたくて考えているところであります。

そのようなことを考えたときに、ふるさとである羅臼町の発展のために、羅臼町民が幸せを感じられるまちづくりのために頑張りたいという思ひでありますし、お許しがいただけるのであれば、もう一度、次期町長選に挑戦をしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） ありがとうございます。

以上で、質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） これで、一般質問を終わります。

ここで、昼食のため1時20分まで休憩いたします。1時20分、再開いたします。

午後12時15分 休憩

午後 1時20分 再開

- 議長（佐藤 晶君） 再開します。
休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第59号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

- 議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第59号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第59号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算であります。

この後、上程を予定しております、議案第60号から議案第71号につきまして、副町長をはじめ担当課長より説明をさせますので、どうぞよろしく願います。

- 議長（佐藤 晶君） 副町長。

- 副町長（川端達也君） 議案1ページをお願いいたします。

議案第59号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億924万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,223万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条は、地方債の補正であります。

地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

12款分担金及び負担金2項負担金7万5,000円を追加し、5,774万8,000円。電気料の上昇などに伴う峯浜漁港分の光熱水費の追加分に対しまして、羅臼漁業協同組合の負担分となります。

14款国庫支出金1,850万4,000円を追加し、5億1,222万6,000円。

1項国庫負担金1,410万5,000円を追加し、1億6,720万8,000円。令和

4年度国民健康保険基盤安定負担金の額の確定によりまして76万5,000円。新型コロナウイルスワクチン接種に伴う国庫負担金が1,334万円がそれぞれ追加となります。

2項国庫補助金439万9,000円を追加し、3億4,274万1,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る分としまして、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加傾向にありますので、無症状で感染を有する方を早期に発見しまして、ほかの人への感染を防ぎ、町民の不安を解消するための医療用抗原検査キットの追加購入に対しまして401万円でございます。また、デジタル基盤改革支援補助金として3万円。新型コロナウイルスワクチン乳幼児接種の円滑な実施に向けた体制を確保するための補助金としまして35万9,000円となっております。さらに、財源に変更はございませんが、マイナンバーカード交付に関する補助金を、事業費補助金から事務費補助金へ組替えするものでございます。

15款道支出金157万4,000円を追加し、1億7,389万8,000円。

1項道負担金87万円を追加し、8,650万4,000円。令和4年度国民健康保険基盤安定負担金の額の確定によるものでございます。

3項道委託金70万4,000円を追加し、2,034万1,000円。令和5年度執行の北海道知事及び北海道議会議員選挙経費増額に伴う委託金となります。

17款1項寄附金41万7,000円を追加し、7億41万7,000円。事業者1件からの善意の寄附金がございました。その寄附金となります。

18款繰入金1項基金繰入金220万9,000円を追加し、6億1,075万2,000円。知床羅臼まちづくり基金繰入金が296万4,000円ではありますが、介護職員支度金補助金72万円と、温泉井の浚渫業務委託が224万4,000円で、それぞれ追加となります。また、森林環境譲与税基金繰入金75万5,000円が事業費の確定による減額となります。

19款1項繰越金1億2,969万8,000円を追加し、1億9,253万1,000円。歳出の財源調整として前年度繰越金に求めるものでございます。

20款諸収入37万1,000円を追加し、6,958万円。

3項雑入37万1,000円を追加し、6,010万4,000円。これにつきましては、電気料金の上昇に伴う国後展望塔の光熱水費としまして、北方領土問題対策協会からの委託金となります。

21款1項町債6億5,640万円を追加し、11億3,360万8,000円。次期一般廃棄物最終処分場建設事業の財源につきまして、当初、事業主体であります根室北部衛生組合が一般廃棄物処理事業債の借入れを予定しておりましたけれども、標津町と羅臼町がそれぞれ、より有利な過疎対策事業債へ変更することになったものでございます。

歳入合計8億924万8,000円を追加し、63億9,223万1,000円となるものでございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 議会費 1 4 万 7, 0 0 0 円を追加し、3, 5 4 2 万 2, 0 0 0 円。人事院勧告に伴う職員手当等の増額であります。

2 款 総務費 1 億 7, 9 6 0 万 3, 0 0 0 円を追加し、1 9 億 2 1 7 万 4, 0 0 0 円。

1 項 総務管理費 1 億 7, 9 2 0 万 5, 0 0 0 円を追加し、1 6 億 5, 2 2 7 万 4, 0 0 0 円。この内容につきましては、電気料金の上昇に伴いまして、役場庁舎及びコミュニティセンター、さらに国後展望塔の各施設の光熱水費に予算不足が生じることから 3 9 9 万 6, 0 0 0 円と、人事給与システムなどの改修経費 2 2 万 3, 0 0 0 円がそれぞれ追加となります。また、消防事務組合負担金につきまして、新型コロナウイルスの影響による行事等の中止や時間外手当などの減額、退職手当組合事前納付金精算による追加納付を合わせまして 5 6 万 9, 0 0 0 円の追加であります。さらに、令和 3 年度決算における積立金としまして 1 億 7, 4 0 0 万円と、事業者 1 件から 4 1 万 7, 0 0 0 円の善意の寄附金を頂いておりますので、合計 1 億 7, 4 4 1 万 7, 0 0 0 円を財政調整基金へ積立てするものでございます。

4 項 選挙費 7 0 万 4, 0 0 0 円を追加し、1, 4 0 9 万 4, 0 0 0 円。令和 5 年度執行の北海道知事及び道議会議員選挙に係るポスター、掲示板に要する経費について、資材高騰による増額となります。

7 項 防災費 3 0 万 6, 0 0 0 円を減額し、2 億 1, 1 9 3 万 2, 0 0 0 円。防災備蓄品の入札減による額の確定でございます。

3 款 民生費 2, 3 2 8 万 2, 0 0 0 円を追加し、5 億 6, 6 5 7 万 3, 0 0 0 円。

1 項 社会福祉費 2 0 3 万 1, 0 0 0 円を追加し、4 億 3, 9 6 8 万 7, 0 0 0 円。内容につきましては、町内の介護職員の人材確保に向けました介護職員支度金補助金につきまして、当初見込みより多くの利用がありまして、予算不足が生じることで 7 2 万円の追加。また、令和 3 年度障がい者自立支援給付金及び医療費の国庫負担金の額の確定によりまして 3 3 0 万 8, 0 0 0 円となります。さらに、特別会計繰出金 1 9 9 万 7, 0 0 0 円が減額となりますが、この内訳につきましては、人事異動による会計間異動や人事院勧告に伴う人件費の改定などで国民健康保険事業特別会計繰出金 9 万 9, 0 0 0 円、介護保険事業特別会計繰出金が 1 5 7 万 9, 0 0 0 円がそれぞれ減額でございます。後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、令和 3 年度事務費の確定によりまして 3 1 万 9, 0 0 0 円の減額となります。

2 項 児童福祉費 2, 1 2 5 万 1, 0 0 0 円を追加し、1 億 2, 6 8 3 万 3, 0 0 0 円。内訳につきましては、子ども子育て支援交付金が 9 3 万 4, 0 0 0 円。児童手当が 1, 8 0 1 万 7, 0 0 0 円。子育て世帯生活支援特別給付金事業が 2 3 0 万円で、それぞれ事業の確定及び精算に伴う返還金となります。

4 款 衛生費 5 億 9, 7 7 3 万 4, 0 0 0 円を追加し、1 4 億 3, 9 2 5 万 8, 0 0 0 円。

1項保健衛生費959万8,000円を追加し、3億8,254万9,000円。これにつきましては、冬期間の新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されておりまして、医療用抗原検査キットが不足する可能性がありますので、追加購入経費としまして247万5,000円。新型コロナウイルスワクチン接種に要する追加経費が1,334万円。乳幼児接種の円滑な実施に向けた体制構築費用としまして35万9,000円が追加となります。また、特別会計繰出金が657万6,000円の減額となりますが、この内訳につきましては、水道事業会計繰出金655万7,000円ではありますが、人事院勧告によります人件費の確定による増額と、簡易水道への移行に併せまして策定予定でございました水道ビジョンではありますが、事業統合事務手続や簡易水道認可変更に時間を要しておりまして、今年度の水道ビジョンの策定を見送りさせていただくものでございます。国民健康保険診療所事業特別会計繰出金1万9,000円が減額となりますが、今年度、診療所会計におきまして、過疎対策事業債などを活用して予定しておりました診療所のスプリンクラー設置工事が、資材高騰や現下の世界情勢などによりまして、スプリンクラー部品の出荷停止状態が続いており、解消の見通しが立たないことから、今年度の事業実施を見送りさせていただくことで、繰出金が減額となります。

3項清掃費5億8,813万6,000円を追加し、10億4,927万4,000円。内訳につきましては、根室北部衛生組合負担金が8万8,000円追加されます。また、次期一般廃棄物最終処分場建設費につきましては、歳入で御説明したとおり、当初、根室北部衛生組合によりまして一般廃棄物処理事業債を予定しておりましたが、標津町、羅臼町それぞれが、より有利な過疎対策事業債を利用することで5億8,804万8,000円の追加となります。

5款農林水産業費60万5,000円を減額し、1億1,467万2,000円。

2項林業費75万5,000円を減額し、330万8,000円。私有林間伐工事に伴う事業費の確定によるものでございます。

3項水産業費15万円を追加し、9,883万5,000円。電気料金の上昇などに伴う峯浜漁港分の光熱水費であります。

6款1項商工費329万1,000円を追加し、3億220万7,000円。内容につきましては、電気料金の上昇による温泉供給施設の光熱水費としまして104万7,000円。また、温泉5号井のスケール閉塞が想定より早くなっており、浚渫の回数が増えたことで224万4,000円がそれぞれ追加となります。

8款教育費918万7,000円を追加し、4億8,356万4,000円。

1項教育総務費153万5,000円を追加し、1億57万2,000円。冬期間の新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されておりまして、町内の園児や児童生徒用としての医療用抗原検査キットが不足する可能性がありますので、追加購入経費となります。

2項小学校費359万8,000円を追加し、5,259万5,000円。

3項中学校費149万6,000円を追加し、2,515万2,000円。

4項幼稚園費15万9,000円を追加し、2,579万3,000円。2項小学校費から4項幼稚園費までにつきましては、電気料金や燃料費の上昇により、幼稚園、小学校、中学校の各施設の光熱水費の追加となります。

5項社会教育費16万7,000円を追加し、1億1,561万9,000円。郷土資料館の光熱水費11万2,000円とくみ取り手数料5万5,000円の追加となります。

6項保健体育費223万2,000円を追加し、1億6,383万3,000円につきましても、町民体育館及び給食センターの光熱水費の追加となります。

10款1項職員費339万1,000円を減額し、8億4,457万1,000円。人事異動に伴う会計間異動及び人事院勧告に関わる月例給と勤勉手当率の改定、さらに、職員の退職などを合わせた減額となります。

歳出合計8億924万8,000円を追加し、63億9,223万1,000円となるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正であります。3件の事業があります。

1件目は、町道整備工事（植別2号線）。期間につきましては、令和4年度から令和5年度。限度額は3億円であります。

2件目は、町営住宅等長寿命化工事（町営住宅緑町団地）でありまして、期間は令和4年度から令和5年度。限度額につきましては2億510万円となります。

1件目と2件目の事業につきましては、冬期間の工事を避けて最適な工期を確保するために、令和4年から令和5年の2年間の事業とすることで、複数年契約が必要となるものでございます。

3件目は、知床羅臼NOASOBI・MANABIプロジェクトであります。期間は令和4年度から令和5年度で、限度額は3,000万円であります。当該事業につきましては、町内において新たな魅力づくりと観光コンテンツの創出などを通じながら、地域の活性化に向けた取組としまして、令和2年度から町民スキー場を活用し、知床野遊びフィールドの整備を進めてきておりますけれども、この間、水の確保が課題となっておりまして、知床野遊びフィールドの充実と事業の拡大を図るために、浄水設備を整備するものでございます。この事業整備につきましては、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用して実施するものでございますが、寄附件数が多くなる12月以降からの寄附の開始をさせていただきたく、債務負担行為を上程させていただいております。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正、1件の追加でございます。

起債の目的は、一般廃棄物最終処分場建設事業（過疎対策事業債）。限度額は6億5,640万円であります。起債の方法は、証書借入または証券発行。利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金については、その

融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えをすることができるものでございます。この事業につきましては、先ほど歳入歳出でも御説明しましたが、当初、事業主体であります根室北部衛生組合が一般廃棄物処理事業債の借入れを予定しておりましたが、より有利な過疎対策事業債へ変更し、羅臼町、標津町がそれぞれ借入れをすることになったものでございます。

以上でございますが、事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第 7 議案第 60号 令和 4 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業
特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 7 議案第 60号令和 4 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の 7 ページをお願いします。

議案第 60号令和 4 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和 4 年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,377 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 620 万 9,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

8 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1 款 1 項国民健康保険税 217 万 9,000 円を減額し、3 億 1,041 万 2,000 円。内容としましては、未就学児及び低所得者に対する国保税軽減等に対して交付される、国民健康保険基盤安定交付金の基準額が確定したことにより、軽減費繰入金予算を

増額補正することに伴い、国保税の本税において同額を減額調整を行うものです。

3款道支出金1,520万6,000円を追加し、6億2,304万5,000円。

1項道補助金1,520万6,000円を追加し、6億2,304万4,000円。内容は、高額診療の発生により、一般療養給付費及び高額療養費が増額となることから、財源を全額道補助金に求めるもので、保険給付費等交付金に1,500万円の追加。未就学児国保税均等割額の減額措置に伴う国保事業広告システムクラウドのシステム改修に対する北海道からの補助金及び令和4年度人事院勧告による会計年度任用職員の人件費の増額分の補正の8割が補助の対象となるもので、合計206万円を特別調整交付金に追加するものでございます。

続きまして、5款繰入金74万9,000円を追加し、6,516万7,000円。

1項他会計繰入金9万9,000円を減額し、5,034万8,000円。内容としましては3点ございまして、1点目は国保税賦課に係る未就学児及び低所得者の軽減等に対して交付される国民健康保険基盤安定交付金の基準額が確定したことにより、予算との差額分217万9,000円の追加。2点目は、一般職の人事異動による職員の会計間異動及び人事院勧告による人件費改定分で、228万9,000円の減額。3点目は、会計年度任用職員の人事院勧告による人件費改定の2割分となる1万1,000円の増額の差引9万9,000円を、一般会計繰入金から減額するものでございます。

2項基金繰入金84万8,000円を追加し、1,481万9,000円。内容は3点ございまして、1点目は、未就学児国保税均等割の軽減措置に伴う自庁システムのシステム改修費の財源としての9万円。2点目は、令和3年度保険給付費等交付金が確定したことによる償還金の財源としての65万8,000円。3点目は、特定健康診査等負担金が確定したことによる償還金の財源として10万円の財源を、それぞれ財政調整基金繰入金に求めるものでございます。

歳入合計1,377万6,000円を追加し、10億620万9,000円とするものでございます。

9ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費25万5,000円を追加し、1,809万8,000円。

1項総務管理費25万5,000円を追加し、1,393万6,000円。内容としましては、令和4年度より施行された未就学児国保税均等割額の軽減措置に伴うシステム改修が必要になったことによるものでございます。

続きまして、2款保険給付費1,500万円を追加し、5億225万9,000円。

1項療養諸費1,000万円を追加し、4億2,765万5,000円。

2項高額療養費500万円を追加し、7,010万円。内容としましては、今年度高額な診療が発生したことにより、予算に不足が生じる見込みとなったための追加でございます。

続きまして、5款保険事業費5万2,000円を追加し、1,616万4,000円。

1項保険事業費5万2,000円を追加し、1,221万9,000円。内容としましては、令和4年度人事院勧告により会計年度任用職員の人件費が改定されたことによるものです。

続きまして、7款諸支出金75万8,000円を追加し、9,161万4,000円。

1項償還金及び還付加算金75万8,000円を追加し、159万9,000円。内容としては2点ございまして、1点目は、令和3年度保険給付費等交付金の実績報告により交付額が確定し償還金が発生したため、保険給付費等償還金に65万8,000円の増額。2点目は、令和3年度特定健康審査等負担金の実績報告により交付額が確定したことによる特定健康審査等負担金償還金に10万円を増額するものです。

続きまして、8款1項職員費228万9,000円を減額し、1,554万9,000円。内容としましては、令和4年4月1日付人事異動による職員の会計間異動及び令和4年度人事院勧告に伴う人件費の改定によるものでございます。

歳出合計1,377万6,000円を追加し、10億620万9,000円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る12月5日開催の令和4年第5回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料7ページから9ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第8 議案第61号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第61号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の10ページをお願いいたします。

議案第61号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによ

る。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,402万7,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

11ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

7款繰入金1項他会計繰入金157万9,000円を減額し、8,112万8,000円。内容といたしましては、今年4月の人事異動による担当職員の変更及び人事院勧告に伴い職員給与費を減額補正するものでございます。

歳入合計157万9,000円を減額し、4億9,402万7,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

6款1項職員費157万9,000円を減額し、1,252万3,000円。内容は、今年4月の人事異動による担当職員の変更及び人事院勧告に伴い職員給与費を減額補正するものでございます。

歳出合計157万9,000円を減額し、4億9,402万7,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては別冊資料、事項別明細書の48ページから57ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第9 議案第62号 令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療
事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第62号令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の13ページをお願いします。

議案第62号令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,667万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

14ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金31万9,000円を減額し、2,094万2,000円。令和3年度広域連合事務費負担金が確定し、余剰金が発生したため、令和4年度道負担金にて精算を行うための減額でございます。

歳入合計31万9,000円を減額し、7,667万2,000円とするものでございます。

15ページをお願いします。

歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金31万9,000円を減額し、7,450万4,000円。令和3年度広域連合事務費負担金が確定し、余剰金が発生したため、令和4年度の広域連合事務費道負担金より減額精算を行うものでございます。

歳出合計31万9,000円を減額し、7,667万2,000円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料58ページから63ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第10 議案第63号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険
診療所事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第63号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険

診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の16ページをお願いいたします。

議案第63号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,130万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,040万9,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

17ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款国庫支出金1項国庫補助金1,948万1,000円を減額し、0円。

2款繰入金1項他会計繰入金1万9,000円を減額し、2億410万8,000円。

4款1項町債6,180万円を減額し、630万円。内容といたしましては、今年度予定しておりました診療所スプリンクラー等設置工事につきまして、今年4月から新型コロナウイルスや世界情勢、物価高騰などの影響により、スプリンクラーヘッドの出荷停止状態が続き、解消の見込みが年明け1月から2月と想定されており、今年度中に工期が完了しないことが判明いたしました。併せて、国による医療施設等施設整備費補助金について、年度内の工事完了が基本とされていることから、事故繰越前提で申請することが認められないため、今年度の工事を次年度に見送ることを決めたものでございます。

歳入合計8,130万円を減額し、2億1,040万9,000円とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費8,130万円を減額し、1億6,060万円。内容といたしましては、12節委託料スプリンクラー工事管理委託料230万円の減額と、14節工事請負費スプリンクラー等設置工事費7,900万円の減額でございます。

歳出合計8,130万円を減額し、2億1,040万9,000円とするものでございます。

19ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

1、変更でございます。

起債の目的は、診療所施設整備事業債（過疎対策事業債）です。補正前の限度額6,180万円を、補正後の限度額0円に変更するものでございます。

なお、記載の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

また、詳細につきましては別冊資料、事項別明細書の64ページから69ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、12月5日開催の国保運営協議会にて諮問し、承認を得ておりますことを申し添えます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第11 議案第64号 令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計
補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第64号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の20ページをお開き願います。

議案第64号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算でございます。

第1条は、総則でございます。

令和4年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

令和4年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益から655万7,000円を減額し、2億737万4,000円。

第2項営業外収益から655万7,000円を減額し、6,062万4,000円。事業費の減額に伴い、一般会計補助金を減額するものでございます。

続いて、支出でございます。

第1款水道事業費用から655万7,000円を減額し、2億737万4,000円。

第1項営業費用から655万7,000円を減額し、1億6,995万7,000円。令

和4年度人事院勧告による月例給等の改定に伴う職員給与費13万1,000円の増額と、本年度計画しておりました水道ビジョン策定業務につきまして、事業統合手続等の時間を要しており、これらの可否により、形態が確定した後に水道ビジョンを策定したいことから今年度内の策定が困難となったため、今年度の事業を取りやめることにより、委託料668万8,000円の減額、合わせて655万7,000円を減額するものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,067万2,000円は過年度分損益勘定留保資金7,454万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1,332万7,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額280万1,000円で補てんするものとする」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,082万8,000円は過年度分損益勘定留保資金7,082万8,000円で補てんするものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款資本的支出から1,984万4,000円を減額し、1億3,069万3,000円。

第1項建設改良費から1,984万4,000円を減額し、1,096万3,000円。本年度計画しておりました、海岸町排水管移設工事が二度にわたり入札が不調となり、再度入札を、手続を行うと冬期工事となり、品質の低下が懸念されることから本年度の施工を取りやめすることとし、減額するものでございます。

21ページをお願いいたします。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費に13万1,000円を増額し、1,575万8,000円。人事院勧告による月例給等の改定に伴う増額でございます。

また、別冊資料70ページから73ページに補正予算実施計画を掲載してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

ここで、2時15分まで休憩いたします。2時15分より再開をいたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時16分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 1 2 議案第 6 5 号 羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 2 議案第 6 5 号羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の 2 2 ページをお願いいたします。

議案第 6 5 号羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

2 3 ページをお願いいたします。

羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

今回の一部改正につきましては、公職選挙法施行令の改正により、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等、公営に要する経費に係る限度額が引き上げられ、市町村における選挙公営についても国に準じて行うこととされており、羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙においても同様に、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正条文です。

羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5, 8 0 0 円」を「1 万 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 8 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 万 5 0 0 円」を「3 1 万 6, 2 5 0 円」に改める。

附則として、第 1 項は施行期日です。

この条例は交付の日から施行するものであります。

第2項は適用区分で、この条例による改正後の羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものであります。

なお、参考資料の4ページから6ページにあります資料4に、羅臼町議会議員及び羅臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の概要及び7ページから9ページ資料5に、本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第13 議案第66号 羅臼町個人情報の保護に関する法律施行
条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第66号羅臼町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の24ページをお願いいたします。

議案第66号羅臼町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について。

羅臼町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

25ページをお願いいたします。

羅臼町個人情報の保護に関する法律施行条例。

提案理由でございます。

今回の条例制定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、国及び地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化され、全国的な共通ルールとして適用されることとなり、これに伴い既存の条例を廃止するとともに法の施行に関し必要な事項を定めるため、法律施行条例を制定するものでございます。

制定いたします条文につきましては、25ページから27ページに記載のとおりで、読み上げについては省略をさせていただき、制定内容につきましては、参考資料にて御説明をさせていただきたいと存じますので、特段の御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、参考資料10ページの資料6をお開き願います。

羅臼町個人情報の保護に関する法律施行条例の概要でございます。

まず、資料上段には先ほど御説明させていただきました提案の理由を記載しております。

次に、1の条例の概要です。

現行の条例で定めている個人情報の取扱いについては、新法移行に伴い個人情報の保護に関する法律が適用されることとなります。そのため、今般制定いたします施行条例は、新法において施行条例で定めることが許容されているものとなり、その主な事項について次の表において示しております。

それでは、施行条例で規定する主な事項について御説明いたします。

表の見方については、左から規定する事項、次に条項番号、右欄に内容を記載しております。

まず、総則について、第1条で本条例の趣旨、第2条で定義を定めております。

次に、各種手続について、第3条、第5条及び第6条に規定しており、内容といたしましては、開示請求、訂正請求、利用停止請求の手続についてを定めております。

次に、開示請求に係る手数料について第4条で規定し、開示請求に係る手数料については現行条例と同様に無料としております。

また、写しの交付を行う場合には、写しの作成及び送付に要する費用を負担いただくことを定めております。

次に、審査会の諮問について第7条で規定し、審査会へ諮問できる事項として、一つ目に施行条例を改廃する場合。二つ目が、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる基準を定めようとする場合。三つ目が、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合。4つ目が、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合の4点について定めております。

最後に附則でございますが、第1条は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

第2条は、本条例の施行に伴い、現行の羅臼町個人情報保護条例の廃止について規定をしております。

第3条は、経過措置の規定で、現行の羅臼町個人情報保護条例の廃止に伴い、現行条例により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務等について、新条例施行後も従前の例によることを定めております。

第4条は、羅臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正で、個人情報の取扱いについての引用が現行条例から個人情報の保護に関する法律に変更となることを定めております。

第5条は、羅臼町債権管理条例の一部改正で、実施機関の定義についての引用が現行条

例から個人情報の保護に関する法律に変更になることを定めております。

説明は以上となりますが、参考資料の 11 ページ資料 7 に羅臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正新旧対照表、12 ページ資料 8 に羅臼町債権管理条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第 14 議案第 67 号 羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 14 議案第 67 号羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の 28 ページをお願いいたします。

議案第 67 号羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について。

羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

29 ページをお願いいたします。

羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例。

提案理由でございます。

今回の条例制定は、議案第 66 号と同様に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、国及び地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化され、全国的な共通ルールとして適用されることとなったため、既存の条例を廃止するとともに、審査会の設置、運用を定める条例を制定するものでございます。

制定いたします条文につきましては、29 ページから 34 ページに記載のとおりで、読み上げについては省略をさせていただき、制定内容につきましては、参考資料にて御説明をさせていただきたいと存じますので、特段の御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、参考資料 13 ページの資料 9 をお開き願います。

羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例の概要でございます。

まず、資料上段には先ほど御説明させていただきました提案理由の記載をしております。

次に、1の条例の概要です。

実施機関からの諮問に基づいて審査請求等を審議している審査会について、本条例で定めている主な事項を次の表において示しております。

審査会条例で規定する主な事項について御説明いたします。

表の見方については、先ほどの議案第66号と同様でございます。

まず、総則について、第1条で本条例の趣旨、第2条で設置、第3条で定義を定めております。

次に、所掌事項について第4条で規定しており、審査会において調査審議する事項として、一つ目に情報公開条例の規定による諮問に応じ、開示決定等または情報公開条例に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項。二つ目に、個人情報保護法において準用する規定による諮問に応じ、開示決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用訂正請求に係る不作為についての審査請求に関する事項。三つ目に、羅臼町個人情報の保護に関する法律施行条例の規程による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項。四つ目が、羅臼町議会の個人情報の保護に関する条例の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項の4点についてを定めております。

次に、組織等の規定について、第5条、第6条及び第7条で規定し、委員の定数、任期及び補欠委員の任期のほか、会長の設置、会議の招集についてを定めております。

次に、審査会の調査審議等について、第8条から第11条及び第13条から第15条に規定し、個人情報の提示要求や当該個人情報の内容を整理した資料を作成させること、審査請求人等に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者に事実を陳述させること、審査請求人等から申出があったときは口頭で意見を述べる機会を与えること、審査請求人等は審査会に対し意見書または資料を提出することができること、答申書の送付、適正な取扱いに関する調査審議についてを定めております。

14ページをお願いいたします。

次に、提出資料の写しの送付等について第12条で規定し、審理に当たり提出された意見書等の写しの審査請求人等への送付や、その送付に係る審査請求人等への意見聴取についてを定めております。

次に、委任について第16条で規定し、この条例に定めるもののほか、審査会に関し、必要な事項について規則へ委任することを定めております。

次に、罰則について第17条で規定し、守秘義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することを定めております。

最後に附則でございますが、第1条は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。第2条、第3条及び第4条は、本条例の施行に伴い、委員の委嘱に関する準備行為、現行条例の審査会廃止に伴う経過措置についてを定めております。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を

許します。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

◎日程第15 議案第68号 羅臼町情報公開条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第15 議案第68号羅臼町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(本見泰敬君) 議案の35ページをお願いいたします。

議案第68号羅臼町情報公開条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

36ページをお願いいたします。

羅臼町情報公開条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

本条例の改正につきましても、議案第66号、67号と同様に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、国及び地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化され、全国的な共通ルールとして適用されることとなり、これに伴う関係条例の廃止により、根拠規定が変更となることから、羅臼町情報公開条例についても一部改正を行うものでございます。

改正いたします条文につきましては、36ページから38ページに記載のとおりで、読み上げについては省略をさせていただき、改正内容につきまして、参考資料にて御説明をさせていただきたいと存じますので、特段の御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、参考資料15ページの資料10をお開き願います。

羅臼町情報公開条例の一部を改正する条例の概要でございます。

資料上段には、先ほど御説明をさせていただきました提案の理由を記載しております。

次に、1の改正の概要です。羅臼町情報公開条例において、公開情報と非公開情報の定義等についての根拠が羅臼町個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律になったことにより本条例の一部を改正するものであり、改正する主な事項を次の表において示しております。

羅臼町情報公開条例で改正する主な事項について御説明申し上げます。

これについても、表の見方は議案第66号、67号と同様でございます。

まず、改正に伴う文言の整理について、第2条、第13条、第14条、第17条及び第36条において、根拠は羅臼町個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律になっ

たことにより文言の整理を行っております。

次に、公開情報及び非公開情報の定義について、第7条で規定しており、同じく根拠となるものが羅臼町個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律になったことによる実施機関の公開義務に係る条文の整理を行っております。

次に、情報公開審査会について、規定の削除について第3章18条から第28条にかけて、諮問機関の審査会が議案第67号で上程いたしました新たな羅臼町情報公開・個人情報保護審査会になることにより、現行審査会に関する規定を削除するものでございます。

最後に附則でございますが、第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。第2項は適用区分で、改正後の羅臼町情報公開条例第7条の規定について、新条例の施行日以後に行われた公開請求に対する決定等について適用する旨を定めております。

説明は以上となりますが、参考資料の16ページから23ページ、資料11に羅臼町情報公開条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

**◎日程第16 議案第69号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償
条例の一部を改正する条例制定について**

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 議案第69号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の39ページをお願いいたします。

議案第69号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

40ページをお願いいたします。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

令和4年の人事院勧告により、職員の期末勤勉手当率が引き上げられたことから、議員

期末手当についても職員と同様に改正を行うものでありまして、年間支給率を100分の10引き上げするため、6月期分、12月期分をそれぞれ100分の5引き上げ、支給率をそれぞれ100分の145とするものであります。

なお、本年度につきましては既に6月分が支給済みであることから、附則で令和4年12月に支給する期末手当に限り、支給率を改正後の100分の145とあるものを100分の150とする特例を定めるものであります。

改正条文であります。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償を次のように改正する。第5条第2項中「100分の140を100分の145」に改める。

附則として、第1項は施行期日です。この条例は公布の日から施行するものであります。

第2項は、令和4年12月に支給する期末手当に関する特例です。改正後の羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第5条第2項の規定の適用については、令和4年12月に支給する期末手当に限り、同条同項中「100分の145」とあるのは「100分の150」とするものであります。

また、今回の改正による影響額につきましては、約14万7,000円の増となるものです。

なお、参考資料の24ページ資料12に、令和4年人事院勧告による給与条例改正の概要及び25ページの資料13に、本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第17 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 議案第70号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 議案の41ページをお願いいたします。

議案第70号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

42ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

令和4年の人事院勧告により、月例給の平均改定率0.3%、ボーナスにつきましては6月期、12月期分を合わせて100分の10引き上げし、期末手当と勤勉手当の合計支給月数を4.40月分とする改正を行うものであります。

改正条文であります。

第1条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）給料表は、42ページから46ページに記載のとおりであります。

46ページをお願いいたします。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附則として、第1項は施行期日等でございます。

この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項で、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という）の規定は、令和4年4月1日から適用するものであります。

第3項は給与の内払いです。

改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第4項は委任規定で、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

また、今回の人事院勧告に伴う影響額につきましては、一般会計、特別会計の前会計分を合わせまして、給料では約140万1,000円、期末勤勉手当は約435万7,000円、共済費は約84万9,000円、退職手当は約127万1,000円の、合計で787万8,000円の増となるものです。

なお、参考資料の24ページ資料12に、令和4年人事院勧告による給与条例改正の概要及び26ページから27ページにかけての資料14に、本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第18 議案第71号 羅臼町企業版ふるさと納税基金条例制定
について

○議長（佐藤 晶君） 日程第18 議案第71号羅臼町企業版ふるさと納税基金条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（八幡雅人君） 議案の47ページをお願いいたします。

議案第71号羅臼町企業版ふるさと納税基金条例制定について。

羅臼町企業版ふるさと納税基金条例を別紙のとおり制定する。

48ページをお願いいたします。

羅臼町企業版ふるさと納税基金条例。

本条例を制定する趣旨でございますが、羅臼町総合戦略を推進するための計画が令和4年11月11日付で地域再生計画として認定されたことに伴い、地方創生応援税制である企業版ふるさと納税による、企業からの給付金を適正に管理、運営するための基金を設置するため、地方自治法第241条の規定に基づき本条例を制定するものであります。

企業版ふるさと納税の概要でございますが、同制度は国が認定する地方公共団体の地域再生計画に記載された事業に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みで、既存の軽減措置と合わせて最大9割の優遇措置が受けられるものでございます。

留意事項といたしましては、10万円以上の寄附が対象となり、本社が所在する地方公共団体への寄附は対象となりません。

当町が認定を受けました地域再生計画につきましては、羅臼町総合戦略推進計画として、計画の内容は国の制度改正を踏まえ、第2期総合戦略に掲げる四つの基本目標を推進する事業であれば同制度による優遇措置が受けられるものであり、産業の振興、移住、定住の推進、結婚、出産、子育て環境や子供達の教育環境の整備など、幅広い分野で活用できるものでございます。

それでは、条例の内容について説明をさせていただきます。

第1条は、設置でございます。地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと再生寄附活用事業に要する経費に充てるため、羅臼町企業版ふるさと納税基金を設置するものであります。

第2条は、積立てでございます。基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとしております。

第3条は、管理でございます。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととしております。

第4条は、運用益金の処理でございます。基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとしております。

第5条は、繰替運用でございます。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとしております。

第6条は、処分でございます。基金は、その設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができることとしております。

第7条は、委任でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、参考資料の29ページから31ページにかけまして資料15、企業版ふるさと納税制度及び認定を受けました羅臼町総合戦略推進計画の概要を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

ここで、副町長より発言の申出がありましたので、これを許します。

副町長。

○副町長（川端達也君） 時間をいただきまして、大変申し訳ございません。

ただいま全議案を上程させていただきましたが、議案の中に誤りがありましたので訂正させていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。

訂正箇所につきましては、議案の16ページ、議案第63号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算の中で、第1条の第2行目、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21万409円となっておりますが、千円が抜けておりまして、2億1,040万9,000円となるものでございます。この部分について、後ほど追加日程で訂正させていただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、大変申し訳ございませんでした。今後、このようなことがないよう十分注意をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 暫時休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時18分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

町長から、議案第63号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算の訂正について、提出されました。

これを日程に追加し、追加日程案として議題にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程議案を日程に追加して、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第63号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算の訂正について

○議長（佐藤 晶君） 追加日程第1 議案第63号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算の訂正について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 訂正後の議案で御説明させていただきます。

議案第63号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,130万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,040万9,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

今回、訂正させていただきますのは、第1条の歳入歳出予算の総額でございますけれども

も、21万409円とございましたけれども、これを2億1,040万9,000円に改めるものでございます。

以下は、先ほど上程したとおりでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

この訂正の許可は起立によって行われます。

議案第63号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算の訂正について、許可することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立、総員です。

したがって、追加日程第1 議案第63号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算の訂正については、許可することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日10日から13日までの4日間は、会議規則第9条第1項及び議案調査のため、休会となります。

12月14日は、午前10時、開議といたします。

議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員